

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学・看護学部>

長野県看護大学の教育理念は学部・研究科に共通であり（基礎要件確認シート1、2）、以下のとおり設定している。

－教育理念－

学生個人のもつ可能性が最大限に開花することを目指し、自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う。

これらを基盤として、看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する。さらに、看護の発展に寄与する実践者、教育者及び研究者を育成する。

－看護学部の教育目標－

1. 豊かな人間性と幅広い視野を養う。
 - (1) 学びの体験を通して命の尊さに触れ、人間の理解を深める。
 - (2) 豊かな感受性を養い、想像力と洞察力を身につける。
 - (3) 人との出会い、学問との出会いを通して視野を広げ、自己を見つめ直す力を身につける。
 - (4) さまざまな文化や社会の中で生活する人々を理解し、多様な価値を尊重できる。
2. 看護専門職者として社会に貢献する能力を養う。
 - (1) 生命の尊厳を理解し、人間としての権利を尊重して主体的に行動できる。
 - (2) 看護の対象となる人を身体的、精神的、社会文化的側面から全人的に理解できる。
 - (3) 対象となる人の主体性を尊重し、協力して援助関係を築くことができる。
 - (4) あらゆる健康段階にある人々に対して、よりよい社会生活を支援する看護実践を展開できる。
 - (5) 科学的な根拠に基づいて適切な判断を下し、問題を解決することができる。
 - (6) 自らの看護実践をふりかえり、新たな課題に取り組むことができる。
 - (7) 専門職者としての責任を自覚して行動し、リーダーシップを発揮できる。
 - (8) 保健・医療・福祉等に携わる人々と協働し、看護をより有効に機能させることができる。
3. 看護実践における課題の究明に取り組む能力を養う。
 - (1) 看護実践における課題を見出すことができる多角的な視点を身につける。
 - (2) 課題解決にむけた創造的で論理的な思考能力を身につける。

本学は1995年（平成7年）に長野県立では初めて設立された4年制の看護の単科大学であり、学年進行に沿って、大学院博士前期課程、博士後期課程を開設してきた。それらの時期、および2006年（平成18年）の学部新カリキュラム導入時には、教育理念および教育目標の見直しを行なった。

教育理念の見直しは、内容を大きく変えることではなく“一般市民や高校生にも理解できる”という観点から検討をした。その結果、これまでの学生個人々の資質を向上させることに加えて、看護職者としての基本である人間理解、特に人間の生のありようを理解すること（「さまざまな生を営む人間を深く理解し」）を上記のように盛り込んだ。このことによって、相互関係において成立する看護の教育理念を明確に示した。

また、見直した教育理念に基づき、教育目標を学生と教員が共有できること、大学職員や一般の人たちにも本学の教育の目指していることを理解してもらうこと、大学内外に浸透できるようにすることを基準に3本の柱をたてて内容と適切性を検討し、第1の柱の内容を増やし（「人との出会い、学問との出会いを通して視野を広げ、自己を見つめ直す力を身につける」）、第2の柱は、看護職者としての社会貢献、第3の柱は、看護実践の課題解決に焦点を当てて、上記のように整理した。

なお、教育目的については、長野県看護大学条例（資料1-1 https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=1930728747&CALLTYPE=1&RESNO=76&UKEY=1514254671551）第2条に「健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授研究するため、長野県看護大学を駒ヶ根市に設置する」と規定している。

<看護学研究科>

本学看護学研究科は博士前期課程が1999年（平成11年）に、博士後期課程が2001年（平成13年）に開設され、看護学発展に寄与できる人材を育成することを目的として教育を実施してきた。

看護学研究科の教育理念は学部と共通であり（前出）、研究科の目的及び教育目標は以下のとおり設定し（基礎要件確認シート1、2）、シラバス、学生便覧、学生募集要項、大学ホームページに明示している。

－看護学研究科の目的－

長野県看護大学大学院は、看護学に関する理論と実践を専門的かつ学際的に探究するとともに、看護の質の向上に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成することを目的とする。

－看護学研究科の教育目標－

1.博士前期課程

- (1)専門分野に関連する理論と技術を学び、質の高い看護実践能力を養う。
- (2)研究のプロセスを修得し、研究に必要な基礎的能力を養う。
- (3)国内外の学術的な場において研究成果を公表する能力を養う。
- (4)専門性を基盤にして他職種と協働し、調整する能力を養う。

2.博士後期課程

- (1)看護学の発展に寄与する研究を独立して行う能力を養う。
- (2)国内外で学術的な交流をする能力を養う。
- (3)学際的な視野に立ち、研究活動および保健医療福祉活動に貢献する能力を養う。
- (4)専門性を基盤に、優れた人材を育成する教育能力を養う。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

<p>評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知・公表</p>

<大学・看護学部>

教育理念や教育目標は、学生便覧・ホームページ・大学パンフレット（PATHWAY）（資料 1-2 <https://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/2794235379/index.shtml?rep=1>）に記載して発信している。周知方法は、教職員には新任教職員へのオリエンテーションにて、学生には4月当初の教務ガイダンスにて説明している。学外へは、ホームページと各高校への大学説明時や関連機関へ配布する大学パンフレット（PATHWAY）等にて周知をしている。入学試験の面接時には、多くの受験生が本学の教育理念を入学希望の動機に挙げており、教育理念が周知されてきていることが伺える。

<看護学研究科>

研究科の目的・目標は、大学院学生便覧・ホームページ・大学パンフレット（PATHWAY）、募集要項に記載して発信している。周知方法は、教職員には新任教職員へのオリエンテーションにて、院生には4月当初の教務ガイダンスにて説明している。学外へは、大学院志願者リクルートの為の病院等施設訪問時やホームページと病院をはじめとする関連機関へ配布する大学パンフレット（PATHWAY）にて周知をしている。

以上のように大学の理念・目的および学則は教職員及び学生へ適切に周知し、社会に対しても適切に公表している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた計画その他諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策の設定

本学は、設置・運営主体が県であるため、知事の指揮監督の下、長野県総合5ヶ年計画をはじめとする県の各計画や方針等の枠組みの中で本学の教育理念等を踏まえ運営されている。学長は、長野県における大学の設置理念が社会の変化に呼応しているかどうかを確認し、2014年（平成26年）の就任時に中期構想（資料1-3）を示し、この構想に基づき学長のリーダーシップの下で諸施策を実施している。

（2）長所・特色

本学は、看護学部のみを有する単科大学として看護学の学士課程教育を基盤として、大学院（博士前期・後期課程）を有している。県立の看護大学としては全国で3番目の開設であり、開学当時から深い人間理解を基盤とした看護学教育を実践し、保健医療の多様な場で活躍できる看護職者を輩出してきている。また、基礎教育のみならず県立看護大学の使命を果たすために長野県内の看護職者の継続教育の充実に貢献して

きており、研究科では教育目標（1）～（4）を反映しつつ、教育研究者だけでなく高度実践者の育成も行っている。医療現場の複雑な課題の解決に貢献できる看護職者の育成に向けて、小児看護 CNS、老年看護 CNS に加えて 2012 年度（平成 24 年度）より精神看護 CNS のコースを新たに設置した。さらに、高い臨床能力を有する看護職者の育成を県内で行ってほしいという県内医療現場の期待に応えるべく、2011 年度（平成 23 年度）より、看護実践国際研究センターに認定看護師教育課程を開設した。

（3）問題点

- 大学の理念・目的等を実現していくために、学長のリーダーシップのもとに具体的な課題を設定して取り組み、アウトプットをしてきている。これらの成果や社会的貢献を把握し、将来を見据えた大学独自の中・長期の計画に反映させる具体的な行動プロセスを検討する必要がある。

（4）全体のまとめ

県立大学として設置理念にもとづいた教育研究機関として役割を發揮している。看護学部の社会的役割の実現を反映している一つの指標として学部卒業生の進路状況があるが、開学から 23 年が経過し、そのほとんどが看護職として病院や行政機関等に入職しており、少しずつではあるが中核的なポストに就き活躍する卒業生が増えてきている。また、大学院修了生も勤務する臨床現場や大学で、教育・研究の中核的な役割を担い活躍していることから一定の成果を得られていると考えられる。加えて、認定看護師の養成も行い、高い臨床能力を有する人材の輩出も行っている。

以上により本学の教育理念・目標については、適切に設定され、卒業生・修了生の輩出という形で具現化されている。さらに、医療現場のニーズに対応すべく認定看護師や専門看護師養成という新たな取り組みにも挑戦してきていることは、大学の理念・目的を時代に合わせて実現させる取り組みを継続的に取り組んできていると言え、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・大学としての内部質保証の目的
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善の行動指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証のための方針と手続きについて明文化されてはいないが、本学の目的・理念の実現のため、教育研究活動等の状況について毎年自ら点検及び評価を行い、その評価結果を改革・改善につなげることを通じて、恒常的に教育の質の保証の向上に努めることとしている。その推進主体として、長野県看護大学学則（資料2-1）第6条及び長野県看護大学大学院学則（資料2-2）第13条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図りその状況について自ら点検及び評価をするため、長野県看護大学評価規程（資料2-3）を定め、内部質保証の推進に責任を負う組織として同規程第4条に規定する評価委員会を設置している。

評価委員会は年間スケジュールを定め（資料2-4）、自己点検・評価を行い成果と課題をまとめた各委員会等の報告をチェックし、必要に応じ助言・提案することとしている。

また、外部の識者等により構成される大学運営協議会（資料2-5

http://www.nagano-nurs.ac.jp/steering_committee/index.html）を設置し、第三者の視点も加えることとしている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

点検・評価項目①に記載のとおり、本学では評価委員会が内部質保証の推進に責任を負う組織であり、メンバーは学長、学部長、研究科長、教授会委員会（臨時の委員会を除く。）委員長、研究科部会（臨時の部会を除く。）部会長、看護実践国際研究センターの副センター長兼部門責任者、付属図書館長、事務局長、その他学長が必要と認める者で構成している。

また、教育の質保証を検討する上で、その主たる役割を担う教務委員会・実習委員会に加えて、全学的な組織として評価委員会の専門部会に「教育の質保証小委員会」を設置した。同委員会は、看護領域の責任者並びに人間基礎科学講座主任による委員会を構成員とし、文部科学省が所管する「看護学教育のモデル・コア・カリキュラム」、日本学術会議（健康・生活科学委員会看護学分科会）が所管する「教育課程編成上の参照基準」、日本看護系大学協議会が所管する「看護師学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を踏まえた本学のカリキュラムの検討・評価を推

進することとしている。

大学の管理運営に関する重要事項は、大学運営委員会（資料2-6）において調査審議している。

なお、各委員会には学長が一定のルールに基づいて適材適所を考え教員を配置している。同時に教員の育成の観点からも様々な経験をすることで、一人一人が大学の運営や教育について考え行動することのできるように配置し内部質保証を維持、向上させる手立てとしている。また、分野、講座体制を確立し、各分野、講座間における教育の充実や運営を推進するとともに、教員の業績評価や業務評価、職務遂行力評価の機会を活用し、教員個々の課題や活動の評価を行い、個々に還元することにより、組織としての活力や教員の士気を高めることにつなげている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針は、本学の教育理念、教育目標に基づき策定している（基礎要件確認シート12、資料2-7）。方針の策定にあたっては、教務委員会、教務部会で検討されたのちに、運営委員会で検討を重ね、教授会で決定した。なお、教育科目の適切性並びに教育目的・目標に対する学生自身の達成評価を可能とする仕組みの構築すなわち質保証と学習成果の可視化については教務委員会を中心に検討を重ねてきたところであるが、前述の「看護学教育のモデル・コア・カリキュラム」等を踏まえ、教育の質保証小委員会で引き続き検討することとしている。

点検・評価項目①に記載のとおり、本学では内部質保証の推進に責任を負う組織である評価委員会が自己点検・評価の年間スケジュールを定め、各委員会はそれに基づき自己点検・評価を行い、成果と課題を評価委員会へ報告し、評価委員会での助言・提案等を次年度以降に活かす取り組みをしている。

また、外部の識者等による大学運営協議会を設置し、評価の客観性や妥当性を確保している。

なお、前回2011年度（平成23年度）の認証評価での指摘は、2015年（平成27年）7月22付け27看大第66号改善報告書で公益財団法人大学基準協会へ報告し、2016年（平成28年）4月4日付け大基委大評第2号で同協会から検討結果の通知を受けている（資料2-8）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取り組みを適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育情報、自己点検・評価結果、その他組織運営と諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取り組みは、本学の教育情報、自己点検・評価結果等はホームページに公開し、毎年内容を更新している。

(資料2-9 教育情報 http://www.nagano-nurs.ac.jp/kyouiku_jyouthou/kyouiku_jyouthoutop.html)

(資料2-10 自己点検・評価 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/info/accredit.html>)

さらに、大学の外部評価機関でもある大学運営協議会において毎年作成している自己点検・評価報告書を資料として重要事項について説明しており、外部に対する説明責任を果たしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性についての定期的な点検評価については、点検・評価項目①に記載のとおり評価委員会において年間スケジュールに従い各委員会等の自己点検・評価報告をチェックし、必要に応じ助言・提案している。さらに、外部の識者等による運営協議会を設置し、出された意見等を各委員会等に持ち帰って、改善や更なる向上に向けた取り組みを検討し、その結果を評価委員会において検証するサイクルを続けており、結果を踏まえた改善・向上に向けた取り組みを行っている。

(2) 長所・特色

学長を委員長とする評価委員会は、年間スケジュールに従い各委員会等の自己点検・評価報告をチェックし、必要に応じ助言・提案する仕組みが出来ている。加えて、外部の識者等による大学運営協議会から大学運営の現状や取り組みについて意見・評価を頂き、次年度の取り組みに活かしている。

(3) 問題点

- 本学は法人化していないため、事務職員は一般的な県の人事異動に組み込まれており、大学評価に精通した職員が育ちにくい環境にある。また、教員も2年に一度所属する委員会が替わることで、教育・研究・社会貢献・大学運営それぞれに様々な業務を抱えることから、やはり専門的かつ客観的な大学評価を行う人材が限られている。

(4) 全体のまとめ

本学の内部質保証システムは、各委員会等が責任をもって自己点検・評価を行い、評価委員会がその結果等について検証することとしている。また、外部識者による大学運営協議会を設置し、学内のみの視点に偏らないような仕組みを整えており、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

なお、数量データを基本とした現状把握・分析を組織的に行なうことを目的として I R (Institutional-Research) 室の設置を検討したが、単科の大学で教職員の組織は小さく、また、学生数は目の行き届く範囲であることから、現組織において課題に取り組むこととした。

今後は、この内部質保証システムを活かしつつ、本学の情報を一層積極的に公開しながら学内外で活発な議論をすることで、教職員各人が主体的に考え行動することを促し、一層の質向上に取り組んでいく。特に、教育の質保証に関しては、教育の質保証小委員会において、教育科目の適切性並びに教育目的・目標に対する学生自身の達成評価を可能とする仕組みの構築と学習成果の可視化に向け、確実に検討を進めていきたい。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

<p>評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び大学院研究科（研究科または専攻）構成との適合性</p> <p>評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性</p> <p>評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮</p>

看護学部のみ単科大学であり、研究科は看護学研究科である。大学院博士後期課程の設置に併せて、大学教員が取り組む研究活動や研究内容と地域の看護職者や看護実践活動とを結びつけるインターフェイスのような機能が必要という議論を経て付属研究センターが開設された。これらの機関は、本学教育理念、目的、目標に沿って適切に設置されている。設置年度（表3-1）、組織構成（表3-2、3-3、3-4）は以下のとおりである。

1) 表3-1 設置年度

	設置年月	内 容
学部	1995年4月	看護学部看護学科開設
研究科	1999年4月	大学院看護学研究科博士前期課程開設
	2001年4月	大学院看護学研究科博士後期課程開設
附属研究センター	2001年4月	異文化看護国際センター・看護ヒューマンアプローチセンター開設
	2002年4月	看護実践国際研究センター開設（上記2センターの統合）
	2008年4月	看護実践国際研究センターを長野県組織規則に明記

2) 組織構成

①単科大学であることから、学部組織は、看護学を構成する専門領域から成る講座だけでなく、リベラルアーツに類する学問領域ならびに基礎医学領域から成る人間基礎科学講座で構成されている。2010年度（平成22年度）には、この大きな枠組みは変えずに、看護学体系における各専門分野間の連携を深めるため、学部講座制の見直しを行い、2011年度（平成23年度）から新たに4つの大講座に再編を行った。組織構成は、表3-2のとおりである。

表3-2 学部の組織構成

人間基礎科学講座	哲学・倫理学分野	
	心理学分野	
	社会・経済学分野	
	健康・保健学分野	
	生物・化学分野	
	英語・英米文化学分野	
	基礎医学・疾病学分野	
	病態・治療学分野	
	基礎看護学講座	基礎看護学分野
	発達看護学講座	母性・助産看護学分野 小児看護学分野 成人看護学分野
広域看護学講座	老年看護学分野 精神看護学分野 地域・在宅看護学分野	

表3-3 研究科の組織構成

看護基礎科学	病態機能学分野
	病態治療学分野
基礎看護学領域	基礎看護学分野
	看護管理学分野
発達看護学領域	母性・助産看護学分野
	小児看護学分野
	成人看護学分野
広域看護学領域	老年看護学分野
	精神看護学分野
	地域・在宅看護学分野
	里山・遠隔看護学分野
専門関連領域	哲学・倫理学
	心理学
	英語・英米文化学

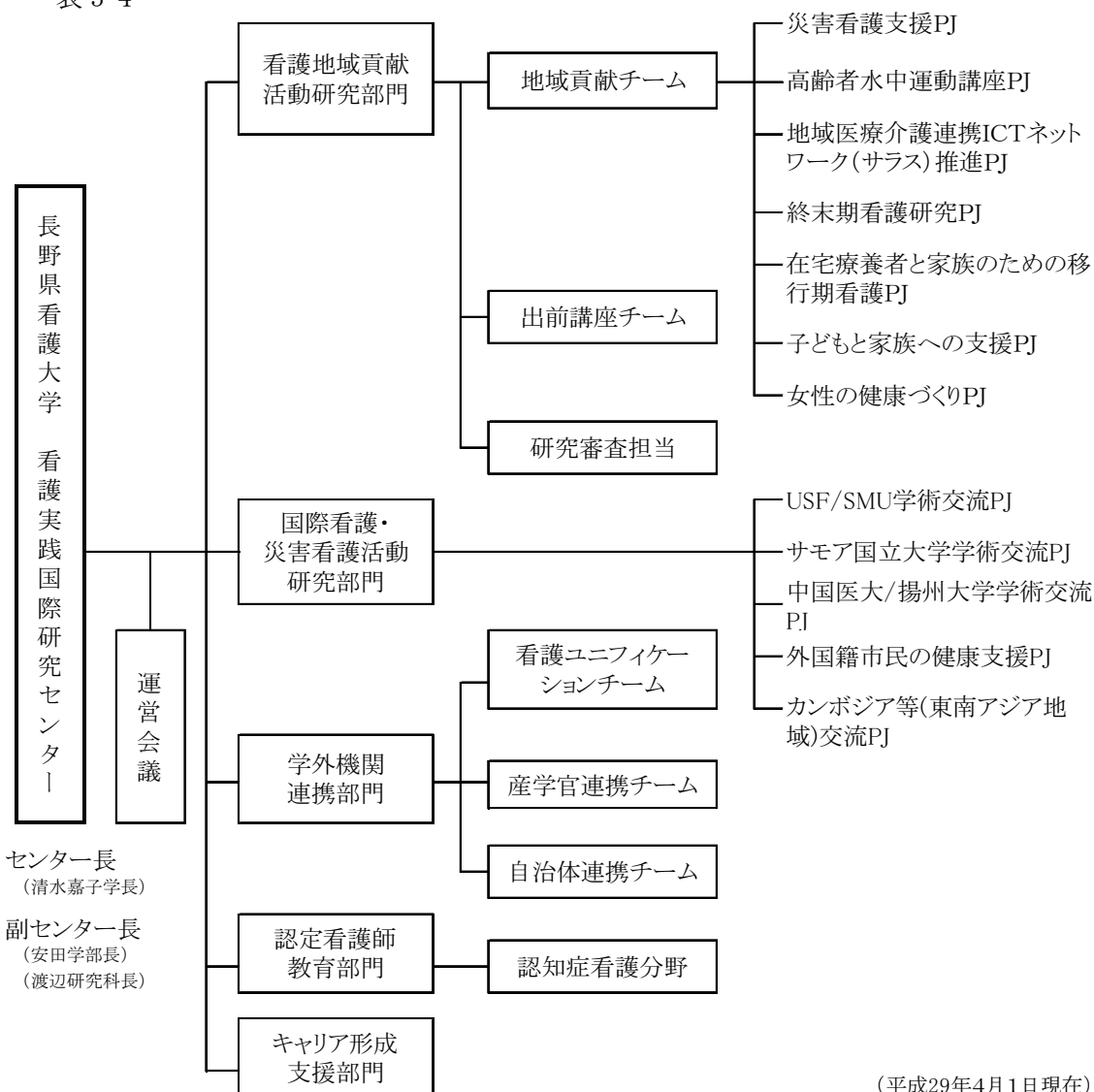
②研究科は、看護学を構成する専門領域を軸に研究領域・分野を編成している（表3-3）。そのうち、広域看護学領域の里山・遠隔看護学分野は、本学が立地する長野県の地域特性に配慮した地域貢献の視点からの看護研究の領域・分野として2006年度（平成

18年度) から開設している。

また、研究科には、質の高い看護実践能力を養うという本学研究科博士前期課程の教育目標に基づいて、2001年度(平成13年度)に小児看護学分野・老年看護学分野、2012年度(平成24年度)に精神看護学分野の専門看護師(CNS)コースを開設している。

③看護実践国際研究センター(資料3-1 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/irc/index2.html>)は、長野県民の健康長寿に寄与できる研究教育活動の拠点(看護地域貢献活動研究部門、認定看護師教育部門)を位置づけるとともに、ローカルで地道な活動の一方で、海外の看護学研究者らとの交流も積極的に図ること(国際看護・災害看護活動研究部門)、産学官の連携を図ること(学外機関連携部門)、卒業生への支援の充実(キャリア形成支援部門)に取り組むために、全ての教員が下図(表3-4)の5部門のいずれかに所属している。

表 3-4



点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部組織は、看護学基礎教育が社会のニーズに添った内容で行われるよう、看護学学士課程教育に関する検討会報告書、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正内容について、その背景や改正の趣旨について理解するとともに学内で検討し、教育体制の充実に取り組んできた。具体的には、在宅看護教育の講義・演習ならびに臨地実習を充実させるために、在宅看護を主として担当する教員を配置した。当初、在宅看護担当者は専任講師1名であったが、県内の訪問看護活動への貢献が期待され、教育研究活動のさらなる充実を図るために、2011年度（平成23年度）に助教1名を確保した。

研究科組織については、老年看護専門看護師教育課程の再申請を行うにあたり、教育の重点内容について、地域において老年看護や認知症看護の実践ができる人材の養成が必要であると考え、老年看護専門看護師教育に在宅看護の立場から参画できる教員を2016年度（平成28年度）に確保した。

また、臨地実習を通した看護管理者との交流や大学院の広報活動を通した情報収集において、質の高い看護を提供できる組織管理への期待は大変大きいことを感じている。このような臨床現場の期待に応えるために、大学院で看護管理の研究指導ができる教員の確保に努め、2017年度（平成29年度）は看護管理分野での大学院進学希望者の期待に応えることができた。

教育研究組織の適切性の検討については、学部は教授会、研究科は研究科委員会、看護実践国際研究センターはセンター運営会議において、それぞれ諸問題が生じた場合等に各教育研究組織の適切性の観点も含め実施している。また、毎年自己点検・評価報告書作成にあたり、評価委員会においても教育研究組織の適切性を含めた検討や外部の識者等により構成される大学運営協議会からの意見を踏まえた検証を行っている（資料2-4）（資料2-10）。

（2）長所・特色

- 研究科の広域看護学領域に本学が立地する長野県の地域特性に配慮した地域貢献の視点から、2006年度（平成18年度）から里山・遠隔看護学分野を開設している。
- 看護実践国際研究センターの各部門にプロジェクトチームを置き、時代の要請に応じて柔軟に対応する組織編成としている。教員（特任を除く）は研究員として全員参加している。本県では近年、地震や火山噴火等の災害に遭遇していることから、2016年度（平成28年度）から「異文化看護国際研究部門」を「国際看護・災害看護活動研究部門」に名称変更するとともに、災害看護を含めた異文化交流の拠点と位置付けた。

(3) 問題点

- 看護実践国際研究センターは毎年様々な活動を行っているが、その活動実績についてのPRが弱い。2017年度（平成29年度）からはその実績を単独の報告書として冊子にまとめ、病院等関係機関へ配布したところであるが、今後はホームページの充実を含め更にPRを強化していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の教育研究組織については大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

今後も学内の課題を検討する都度、学内組織の在り方を含めた最善の方法を検討する。また、学士課程看護学教育に関する新しい参照基準（日本学術会議、文部科学省、日本看護系大学協議会）の内容を踏まえて本学の教育研究組織についても引き続き検討していく。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学部、研究科の学位授与方針は、学生便覧・ホームページ・学生募集要項に記載し、公表している（基礎要件確認シート7）。

学生便覧は、毎年の年度初めに全在學生に配布する。学部生に対しては、4月に行う各学年の教務ガイダンスの中で、学士課程修了時の目指す姿として説明している。学位授与の方針は、教育理念を看護学の特徴を踏まえて具体化させるとともに、看護実践能力という観点から策定した。具体的には、「看護の対象となる人と援助関係を築くことができる」「科学的なアセスメントに基づいて看護を実践することができる」「ケアに関わる人々と協働することができる」「看護職者としての専門性を生涯にわたって高めていくことができる」の4つの学位授与方針としている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
 ・教育課程の体系、教育内容
 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

学部、研究科の教育課程の編成・実施方針は、学生便覧・ホームページ・学生募集要項に記載し、公表している（基礎要件確認シート7）。

看護学部の教育課程は、教育理念を受けて、広い人間理解を基盤に据えた看護学教育を展開することから、【人間理解の基礎科目】と【看護専門科目】の2つで構成される。

【人間理解の基礎科目】は看護を学ぶ上で必要不可欠である、人を深く知るための能力、幅広い視野と創造性を養うことを目的とし、「生命を維持する仕組みと機能」「人と人を取り巻く環境」の2つの科目群を設けている。【看護専門科目】は、看護専門職者としての基盤となる力を育み、看護に関わる諸問題をとらえて論理的に説明し、問題解決に向けた実践・研究能力を養うことを目的とし、「人と健康」「看護の基本」「看護の実践」「看護の実践と統合」の4つの科目群を設けている。

授業形態は、講義、演習、実験、グループ学習、実習等の多様な学習形態を採っている。

上記の編成・実施方針に基づく教育課程を修めることによって、「豊かな人間性と幅広い視野」を養うとともに、看護専門職者として社会に貢献する能力ならびに看護実践における課題の究明に取り組む能力を養うことができ、前述した学位授与方針に掲げる姿に到達することにつながる。

研究科の博士前期課程においては、修士論文コースと専門看護師コースを設け、幅広い

視野と創造性を養うための「共通選択科目」、看護学の基礎的能力を養う「必修科目」を設け、専門性を深め研究遂行能力を養う専門科目の講義・演習を設定している。修士論文コース・専門看護師コースともに研究論文を位置づけ、専門看護師コースにおいては卓越した実践力を修得するための実習を位置付けている。以上の教育の構成とその実施により看護学修士の学位授与のための能力の育成がなされている。

研究科の博士後期課程においては看護学の発展に貢献する教育者・研究者を育成するために学際的視野を広げるための「共通選択科目」専門的な研究遂行能力と倫理観を養うための「専門科目」、「博士論文の作成」を位置付けている。このカリキュラム構成により博士後期課程の学位授与方針としての、学際的な視野を持つ看護学の発展に寄与する研究を独立して行う能力が培われている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容・方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

<看護学部>

本学の学士課程は、2002年（平成14年）3月に文部科学省から出された報告「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」をうけて1995年（平成7年）開学以降のカリキュラムの全面的な見直しに取り組んだ。“社会ならびに地域のニーズに応えられる看護実践能力の育成”をテーマとして、地域の開業医や看護管理者等を招いたシンポジウム形式の教員研修会を開くとともに、全教員参加による全体討議、職位混合小グループによる教育の在り方に関する複数回のグループ討議等を行い、カリキュラムを刷新して2006年（平成18年）より改正カリキュラムを開始した。さらに、2009年（平成21年）及び2011年（平成23年）の保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、保健師教育課程の実施方法は大学が必要に応じて判断するとなったことを受けて、本学における保健師教育課程の在り方について検討した。本学設置の趣旨、教育理念に基づき、保健医療福祉の多様な場で活躍できるための基礎的能力を育成することが本学の基本的使命であり、その結果保健師教育課程を必修とすることを選択し、現在も継続している。また、助産師教育課程は、分娩可能な医療機関が減少している中、助産師養成に対する地域の期待に応えるために、4年間の中で履修できるようにしている。

つまり、これまでに取り組んできたカリキュラム改正や在り方の検討は、文部科学省ならびに厚生労働省の両省から出された「看護実践能力の育成」「社会の要請」「地域の要請」の側面を、専門性の高い学問内容と豊かな教養を身につけることを目的とした大学教育に統合することを鑑みて行ってきたということもできる。

開講科目は、表4-1のように科「分類」と「科目群」でその構成を説明している。本学の教育理念にもとづく教育目標の1つめの柱を具現化するものとして、教養教育(リベラルアーツ)を看護学教育の基盤に据えた位置づけにしている。具体的には、いわゆる教養科目に位置づく科目を「人間理解の基礎科目」の中の「人と人を取り巻く環境」に関する科目群に含めた。

臨地実習は、1年次から4年次のすべての学年に配置して、看護学の学習進度に応じた臨地での学習を段階的に踏めるようにしている。

助産師教育課程は選択制としているため、入学時から順次助産師免許取得の方法についてガイダンスを行っている。3年次前学期に助産概論を選択科目として配置して助産師や助産学の概要について学習できる機会を提供したうえで選択希望を募り、3年次後学期に履修生の選抜を行っている。

卒業要件を満たすことによって、看護師国家試験および保健師国家試験の受験資格を得ることができるが、保健師免許取得後に養護教諭二種免許を申請できるよう、選択科目の法学では日本国憲法に関する学習ができるようにしている。

表 4-1

カリキュラムの構成

斜字：選択必修科目及び選択科目

分類	科目群	1 学 年		2 学 年		3 学 年		4 学 年	
		前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期
人間理解の基礎科目	生命を維持する仕組みと機能	生物学 化学 運動実技・理論Ⅰ 人体の構造と機能Ⅰ 人体の構造と機能Ⅱ 情報処理科学	生化学 薬理学 人体の構造と機能演習 生命科学演習		運動実技・理論Ⅱ	運動理論			
	人と人を取り巻く環境	統計学 英文読解の基礎 英会話の基礎 教育学 社会学 信州学 数の語と教養数学 コミュニケーション論 心理学	倫理学 医療英文読解演習Ⅰ 医療英会話の基礎Ⅰ 独語 家族社会学 人間発達論 人間関係論 教育心理学	医療英文読解演習Ⅱ 医療英会話の基礎Ⅱ 哲学 文化人類学 経済学 人工工学 臨床心理学	法学 生命倫理	保健統計学 英会話演習 英語文化研究 論理学 医療経済学	芸術と人間		仏語
看護専門科目	人と健康	保健・医療・福祉システム看護論Ⅰ	病理学 病理学演習 保健・医療・福祉システム看護論Ⅱ 公衆衛生学	疾病学Ⅰ 疾病学Ⅱ 感染症 疫学	感染学演習	看護栄養学	遺伝と人間		
	看護の基本	看護学概論 基礎看護方法Ⅰ 基礎看護実習Ⅰ	フィジカルアセスメント 基礎看護方法Ⅱ	看護過程の理論と展開	基礎看護実習Ⅱ	症状マネジメント論	看護倫理		
	看護の実践			慢性期看護概論 老年看護概論 精神看護概論Ⅰ 母性看護概論 小児看護概論Ⅰ 地域看護概論 在宅ケア論	慢性期看護方法 急性期看護概論 老年看護方法Ⅰ 精神看護概論Ⅱ 母性看護方法Ⅰ 小児看護概論Ⅱ 小児看護方法Ⅰ 地域看護方法Ⅰ 在宅ケア方法Ⅰ 家族援助論 多文化共生看護学	急性期看護方法 老年看護方法Ⅱ 精神看護方法 母性看護方法Ⅱ 小児看護方法Ⅱ 地域看護方法Ⅱ 在宅ケア方法Ⅱ 災害看護論 保健・医療・福祉システム看護論Ⅲ 国際看護学Ⅰ 国際看護学Ⅱ	成人看護実習 老年看護実習 精神看護実習 母性看護実習 小児看護実習 地域看護実習 在宅看護実習 助産概論 地域母子保健 助産方法Ⅰ 助産方法Ⅲ 国際看護実習	助産方法Ⅱ	助産実習
	看護の実践と統合					助産概論 医事法学	看護研究方法	看護管理論 看護統合実習 助産業務管理	看護論 看護教育論 卒業研究

＜看護学研究科＞

本研究科は、博士前期課程と博士後期課程があり、博士前期課程では、修士論文コースと小児看護学、老年看護学、精神看護学の3プログラムを有するCNSコースを設けている。両課程は4つの専門領域（看護基礎科学領域、基礎看護学領域、発達看護学領域、広域看護学領域）から構成され、博士前期課程で特論Ⅰ、Ⅱ、領域別演習、博士後期課程で特論Ⅲ、領域別演習Ⅱというように系統的に段階を上げて、一貫性を保ちつつ、専門性が深まるよう構成することにより、教育理念・目標が達成できるように編成している。

博士前期課程における教育課程の構成は、「看護倫理」や「看護研究法」「看護理論」「看護学課題研究又は看護実践課題研究」からなる専門必修科目、専門的な知識と技術を探求する領域別専門科目、広い視野をもち人間性豊かな看護を実践できる能力の基礎となる学際的な科目からなる共通選択科目となっている。これらの科目は、大学院生が各自の研究テーマを追究していく上で、視野を広げ、さらなる探究を可能とする仕組みとなっている。加えて、領域の枠を超えて履修可能な選択科目を設けていること、「言語文化特講」「語法特殊講義」「看護海外研修」「国際看護論」などの共通選択科目を設けていることは、国内外の学術的な場において研究成果を公表する能力を養い、専門性を基盤にして他職種と協働し、調整する能力を養うという目的達成に向けて体系的に編成されている。

まず、「看護倫理」と「看護理論」「看護研究」の知識を基盤とし、専門領域の対象理解や健康課題に関する理論、対象を取り巻く社会の諸現象に対する理解を深める。そして、対象に必要とされる健康課題に対する看護援助技術や政策課題について検討する。さらに演習において、それぞれの大学院生が研究課題を明確にし、効果的な援助方法や問題解決法を探求でき、看護実践力を高められるような内容を提供している。

小児看護学、老年看護学、精神看護学のCNSコースでは、「看護教育・援助論」「コンサルテーション論」など、専門看護師の6つの機能である直接ケア・教育・研究・コンサルテーション・コーディネーション・倫理調整に関する教育内容を含む科目を配置している。

博士後期課程における教育課程の構成は、教育理念・目的・教育目標を達成すべく専門領域を深め、理論と研究を高めるための領域別専門科目と、広い視野をもち人間性豊かな看護を実践できる能力の基礎となる学際的な科目群である共通選択科目からなる。博士後期課程の共通科目の構成は、前期課程の科目構成を踏襲しつつ、基礎から応用へ、理論の理解から実践への適応と専門性が深まるように体系的に編成されている。博士後期課程の大学院生はこれらの諸理論や知識を応用して、より高度な研究を探求できる教育内容となっている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等）

- ・授業及び授業時間外に必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫等
 - ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- <学士課程>
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
 - ・適切な履修指導の実施
- <修士課程・博士課程>
- ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

1) 学習方法

<看護学部>

授業内容の組み立て等に関しては、基本的には教員個人および担当講座の裁量に任されている。各教員は、授業内容にふさわしい授業形態を採用しており、講義、演習を配置し、討議方式、体験学習、学生によるプレゼンテーション等も取り入れ、学生の主体性を促すようにしている。

実習等の指導体制等に関しては、学生5名程度のグループ編成とし、各グループに専任教員が配置され、実習施設の臨床実習指導者と協働しながら、実習指導にあたっている。また、直接実習を担当する教員だけでなく、教授、准教授も実習場を巡回し学生カンファレンスに出席し学生への指導にあたっている。その上で講座の教員全員の会議にて学生の学習状況を検討し、成績評価を確認している。また、他講座との連携として、実習前、あるいは実習後など、必要時に実習担当教員間で学生の情報交換を行ない、学生理解を深めることで実習指導に生かすようにしている。

看護学教育において臨地実習は非常に重要な教育方法であり、実習時間内だけでなく時間外での学生の自己学習も重要となる。学生は多くの場合、臨地に出ることで学習意欲が高まる傾向がみられるが、学生指導に困難を感じることも増えており、臨地実習指導に特化したFD活動を行ってきている。まず、拡大実習委員会を開催して、他領域の臨地実習の状況や課題となっている点を共有している。次に、実習指導の質向上のために、実習委員会が中心となって実習指導FD研修会を年1回開催している。日頃から学生指導を行う中で経験していることや起きやすい出来事などに焦点をあてて、毎年工夫を凝らした内容が行われている。これまでは、学内教員だけで行っていたが、2016年度（平成28年度）からは看護実践型ユニフィケーション事業(p63参照)の活動と連動させて、大学教員と臨地の実習指導者とが一緒になって実習指導に関する研修会を開催して参加者からは好評を得ている。

卒業研究は最終学年に配置して、学生個々の希望を考慮し教務委員会にて調整し、担当教員を決定している。卒業研究の目的は、研究のプロセスを体験的に学ぶという視点で、専門領域の分野だけでなく関連領域の教員も指導を担当し、個々の学生との面談をくりかえし、学生の持つ課題から研究テーマを絞り、計画書の作成、調査の実

施、分析、考察、報告書の作成と一連のながれを学生の状況に合わせて、細やかに指導をしている。卒業研究指導の質を保つために、一部の教員に学生が集中することがないよう配慮している。具体的には、3年次後学期後半に卒業研究ガイダンスを行っている。ガイダンスでは、科目概要だけでなく指導にあたる教員（分野や講座単位も含む）の指導テーマ等の情報提供や学生が自由に相談できる期間を設けて、学生自身が希望領域・分野を考えるための教育的支援を行っている。卒業研究の成績評価は、評価視点を全学的に統一し、学生便覧にも明示している。

本学は保健師助産師看護師養成所指定規則の縛りがあるために、必修科目の占める割合が多い。また、臨地実習の履修には先修条件を定めている。そのため、必修科目で単位取得できないことが発生すると、在学期間が延びるとともにどのように履修することが望ましいかを検討する必要がある。そのような場合は、各学年に2人の教員をあてている学年顧問が個別に学生の相談を受けている。必要時には教務委員会の履修サポート担当者と連携して指導にあたっている。休学後の復帰や卒業延期が確定した学生に関しては、関係者間で情報交換を行い、学習指導に活かすようにしている。（基準7「学生支援体制」参照）

大学での授業演習で必要となる学修スキルについては、教員個々が授業の中で指導してきた経緯があったが、学修スキルの学生個々の差が広がってきていることが随所にみられるようになり、学長の発案により2015年（平成27年）より初年次教育の検討が教務委員会で取り組まれた。具体的な取り組み経過は、別添資料の通りであるが、講義とグループ活動で構成しており、学生間の意見交換と学生と教員との意見交換ができる機会としている。現在は、単位認定する科目外の教育的な活動としている。

また、授業時間以外の学習環境を整えるために、実習期間は図書館の平日の開館時間が午後9時まで延長するとともに土曜日も開館し、学生が自己学習できるようにしている。加えて、看護技術の自己学習、健康教育の実演をするための準備等のために実習室を使用できるようにしている。

<看護学研究科>

本研究科の特徴として、長野県の県土は縦横（行政的便宜上、北信、中信、南信、東信にブロック化されており、本学は南信に位置する。）に渡っているため、地理的に遠い北信、東信（長野市や上田市、小諸市等）から大学院に通う院生には多大な負担がかかっていることが挙げられる。また、社会人入学者が多いことも挙げられる。それら時間的・経済的負担軽減のために、2010年度（平成22年度）から遠隔授業を導入している。また、働きながら学ぶニーズに出来る限り応えるため、時間割について講義の初日に調整を行う等、大学院設置基準第14条を適用し柔軟に対応している。研究指導においても大学院生の都合のよい時間帯に教員が指導時間を合わせるなど配慮している。多様な背景を持つ社会人学生すべての希望を取り入れるのは困難であるが、効果的な研究指導となることを目標に個別指導等を行っている。

2) シラバス

<看護学部>

授業はシラバス（資料4-1 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/kyouiku/jyuhou/documents/29gakubusirabasu.pdf>）に基づいて実施され

ている。教育内容、方法はシラバスに沿っており、学生による授業評価（資料4-2）においても高い評価を得ている。

卒業研究は講師以上を中心に多数の教員で取り組む科目であるため、シラバスは教務委員会が作成している。授業科目としての共通理解を徹底するために、2016年度（平成28年度）に教務委員会が中心となって卒業研究のシラバスの見直しを行い、教授会にてその内容を周知した。

<看護学研究科>

授業は各教員がシラバス（資料4-3 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/kyouiku/jyouhou/documents/29insirabasu.pdf>）に基づいて、授業開始時期に詳細な内容と時間を示している。本学大学院は、大学院設置基準第14条に基づき、授業日時は大学院生の都合を優先して柔軟に対応している実状にあるものの、授業内容についてはシラバスに示されたとおりに展開している。

また、2014年度（平成26年度）までは博士後期課程のシラバスを作成していなかったが、翌年度から作成している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置・単位制度の趣旨に基づく単位認定

- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

<看護学部>

成績評価と単位認定に関しては、学則第11条（資料2-1）及び長野県看護大学履修規程第10条（資料4-4）に規定されている。入学前の既修得単位及び在学中に他大学において修得した単位については、該当科目に相当する場合に60単位まで認めることができる（学則第12条、13条（資料2-1））。学生は学修内容を説明する書面（シラバスの写しなど）の申出を行い、該当する科目の担当教員の確認、教務委員会での協議を経て教授会で決定される。

各授業科目の成績評価方法は、シラバスに明示され、筆記試験、口述試験、レポート、報告書などの方法により厳格に実施されている。試験を行って合格点に達しない場合は、履修規程により再試験を実施できるようにしている。2016年度（平成28年度）より、成績提出時に再試験の有無も記載するよう様式を変更し、試験の合否状況を把握した。

学習成果物の公正性を保つために、レポート作成における既存情報の適切な利用方

法について学生便覧に記載して教務ガイダンスで注意喚起を行い、剽窃や盗用などが起きないように未然の対応を行っている。

実習等の成績評価に関しては、担当教員だけでなく、分野ごとに複数の教員による成績評価の会議を行い、評価を実施している。実習の評価項目は実習要項に記載して学生にも明示している。実習評価項目は、実習終了時の学生による自己評価にも活用している。学生の自己評価の結果に関しては、教員が学生と面談を行う際の資料として用い、学生とのやりとりを通して、教員の学生理解を深めるとともに、学生の自己理解を促す機会にもなるよう教員は配慮している。

卒業研究の成績評価は、個別指導を担当する教員の裁量に任せているため、その内容を教務委員会で把握した。その結果、シラバス記載の評価方法「研究の一連の過程における取り組み状況、報告書の論理性等を考慮し、総合的に評価する」に準じていることが確認できた。

学位授与については、学則第24条（資料2-1）及び長野県看護大学学位規程（資料4-5）第3条に規定されている。教授会で卒業要件を満たしていることを協議している。

<看護学研究科>

成績評価と単位認定に関しては、大学院学則第11条（資料2-2）及び長野県看護大学大学院履修規程第6条（資料4-6）に規定されている。シラバスにも評価方法が明示され、適切に行われている。また、評価の結果は、教務部会での確認を経て研究科委員会で適切に決定されている。

学位授与については、大学院学則第11条（資料2-2）及び長野県看護大学学位規程（資料4-5）第3条、第12条に規定されている。なお、学位論文の審査については、長野県看護大学学位規程に関する内規第5条及び別表（資料4-7）に規定する論文審査委員会が審査基準（資料4-8）に基づき厳格に審査し、適切に行われている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握・評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

<看護学部>

教員は、各科目の学習目標達成に向け、各学生の状況を随時把握し必要に応じて面談を行っている。特に、臨地実習においては、点検・評価項目⑤に記載のとおり、学生の自己評価と教員の評価の違いを面談等で話し合うことで、学生が客観的に自己状況を把握することができる。

また、成績評価ならびに単位認定は複数の教員によって検討され適切に行われている。評価の結果は教務委員会及び教授会に提出され、十分な時間をかけて審議され、決定に至っている。

さらに学生による授業評価を実施し、その結果を各教員へフィードバックすることで、授業の内容や教育方法が本学の教育理念や教育目標、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針に沿ったものであるか検証している。

なお、2016年度（平成28年度）の保健師助産師看護師国家試験の合格率が全国平均を上回っていることから、学習の成果として確認することができる。

表 4-2 新卒者の国家試験合格率 (単位：%)

年度	保健師		助産師		看護師	
	本学	全国	本学	全国	本学	全国
2012年度	100	97.6	100	99.0	97.4	96.0
2013年度	89.9	88.9	100	97.7	100	96.9
2014年度	100	99.6	100	100	92.9	96.9
2015年度	96.3	93.5	100	99.7	98.8	97.4
2016年度	96.5	95.4	100	92.5	100	96.5

なお、本学特別研究費による課題研究を2015～2016年度（平成27～28年度）に実施し、本学学部卒業生の動向とキャリア形成の実態について調査をした。「大学の教育でよかったこと」という質問に対して、回答件数が多い順は「講義の内容」「カリキュラムとその構成」「臨地実習における教員の指導体制」「演習の内容」という結果であった。（資料4-9

https://ncn.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=300&item_no=1&page_id=13&block_id=17

<看護学研究科>

成績評価ならびに単位認定は、複数の教員によって検討され、適切に行われており、評価の結果は、教務部会および研究科委員会に提出され、十分な時間をかけて審議され、決定に至っている。

また、教育研究環境について、毎年博士前期課程の学生と教務部会の委員とで話し合いを実施し、研究科への意見等を聴取している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<看護学部>

教育課程の適切性の検討については、教務委員会が中心となって段階を踏んで取

り組んでいる。2013年度（平成25年度）から2014年度（平成26年度）にかけて、カリキュラム評価の方法に関する情報収集を行い委員会内で検討した。2016年度（平成28年度）は、カリキュラムに関する研修会を行い、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標（平成23年大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会）（以下到達目標2011とする）」の内容を使った学習会を開催し、卒業時到達目標についての共通理解を高めた。さらに、2017年度（平成29年度）には、実習科目の評価項目を到達目標2011の内容と照合し、実習科目全体で到達目標2011を網羅していることを確認した。

実習教育については、実習委員会が中心となって全体的に見渡している。年度末に拡大実習委員会を開催し、実習科目を担当する全教員の参加のもとに、各科目の状況と教育上の課題を検討している。また、実習委員会が中心となって実習教育の質の向上を目指して「実習FD」を企画実施している。

<看護学研究科>

研究科の最終的な学習成果として修士論文、博士論文が位置付くが、論文指導に複数の教員をあてており、適宜進捗状況について発表を行い副指導教員からも指導が行われる。このことは、知識不足への対応や学習方法の改善についての検証の場ともなっている。教員間で共有した課題や改善点については、教務部会や大学運営委員会で検討するシステムになっている。さらに、論文作成途中においても学会等での発表、学会誌への投稿を勧めているため、このプロセスでも教育成果の検証が可能となっている。

また、学内での全教員、大学院生、研究生、学部生等を対象にした研究計画書発表会もこの一連のプロセスであり、定期的な検証の機会となっている。点検・評価項目⑦に記載のとおり、学生による授業評価や大学院生との話し合いの結果を踏まえ、各教員が改善に向けた検討を行っている。

さらに、2017年度（平成29年度）に修了生へアンケート調査を行った。この調査結果では、博士前期課程においては研究プロセスの習得と研究に必要な基礎的能力の習得、研究成果の学会発表などの社会に向けた成果発表の発信、現在の仕事に培われた能力が生かされているという結果を得ている。博士後期課程においては、看護学の発展に寄与する研究を独立して行う能力や国内外の学術的交流をする力が養え、所属する教育・研究機関において職務の質向上と役割拡大に貢献できているという評価を得ている。これらの結果についても今後の教育課程及びその内容、方法の適正性について検討する材料としていく。

<看護学部、看護学研究科共通>

看護学部、看護学研究科に共通する組織的取り組みとして、評価委員会の専門部会である授業評価小委員会において、授業評価結果等を検証するとともに、教務委員会や実習委員会、教務部会等教育課程を所管する委員会において自己点検・評価を行った後、評価委員会にその結果の報告を行い、評価委員会はそれをチェックの上必要に応じ助言・提案することとしている。さらに、外部の識者等による大学運営協議会からいただいた意見を評価委員会において共有し、改善や更なる向上に取り組み、年度末に自己点検・評価を行い、評価委員会で検証するサイクルを続ける（資料2-4）（資料2-10）。

(2) 長所・特色

- 看護学部では、現代の学生の自ら学ぶ姿勢の低下や気質を踏まえて、入学生の大学教育へのスムーズな移行を促す意図的な働きかけが必要と考えて、新入生オリエンテーションに加えて新たなプログラムを教務委員会が中心となって作成した。具体的には、学生の主体的な学習のみならず他の学生と協動的に学ぶグループワークを通じた課題解決の方法を入学時に学ぶ初年次教育「スタートアップセミナー」を2016年度（平成28年度）から実施し、その都度評価を行って改善を続けている。

（資料4-10 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/syuugaku.html>、資料4-11）。

臨地実習は、臨床現場の協力と臨地実習指導者との協働ができなければ良い教育とはならない。これまで大学教員だけで取り組んできた実習指導FDを、看護連携型ユニフィケーション事業と連動させることで、大学教員と臨地実習指導者らとが一緒になって臨地実習や実習指導について学習するように発展させてきていることは大いに評価できることである。

- 研究科においては、科目履修制度を設け、博士前期課程入学前から大学院において学習内容・方法を体験できる機会となっている。科目履修生としての経験が大学院で学ぶことをより詳しく知るだけでなく、大学院受験を決意するケースもあり、効果的な入学前の学習の機会となっている。

(3) 問題点

- 学部教育の学習成果の可視化については検討の余地がある。点検・評価項目⑥に記載のとおり、実習科目については科目ごとに設定した評価項目について学生が自己評価を行い、教員との面談等により到達度が確認することができている。

4年次に行う卒業研究の評価については、シラバス記載の「研究の一連の過程における取り組み状況、報告書の論理性等を考慮し、総合的に評価する」に準じて行われているが、学生が到達状況を確認する方法はとられていない。加えて、学位授与の方針は定めているが、その到達状況を客観的に評価する方法は検討の最中である。

(4) 全体のまとめ

本学の教育課程・学習成果については大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

看護学士課程教育については、参照基準が複数報告されている（文部科学省（平成29年10月）「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」、日本学術会議 健康・生活科学委員会看護部会（平成29年9月）「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 看護学分野」）。さらに、分野別認証評価のシステムが整備されつつある。新たな参照基準を踏まえながら、時代の要請に見合った人材を輩出できるよう、今後教育課程の点検に取り組むたい。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴・知識水準・能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学の教育理念（基礎要件確認シート1）に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、公表している（基礎要件確認シート12）。具体的には、看護師、保健師、助産師として長野県をはじめ日本各地の医療・保健機関や自治体において、多様な文化を理解し地域社会の人々の健康と幸せを守ることに貢献できる看護実践者の育成を目指し、

- ①自然や人間の様々な現象に興味を持ち、積極的に学ぼうとする人
- ②相手の話に耳をよく傾け、自分の考えを適切に表現しようとする人
- ③人間の尊厳を重んじ、相手の個性を尊重して協調しようとする人
- ④問題に自ら進んで向き合い、柔軟な考え方で解決しようとする人
- ⑤看護専門職として社会に貢献しようとする人

を求めている。

その選抜方法としては、看護学を学ぶ上で必要な基礎学力を有する人を求めるため大学入試センター試験を課し、本学が実施する小論文及び面接並びに調査書の審査の結果を総合して判定している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1) 学生募集

本学では、高大連携について積極的に行っている。学部入試に関しては、長野県内の高等学校に入試情報の提供を行うとともに、直接高校を訪問し、意見交換をしている。また、年1回のオープンキャンパスと大学祭において説明会を開催するほか、高校生や高校教員、保護者等の大学見学の受け入れや出張模擬授業・進学相談を行っている（表5-1）。

表5-1 高校訪問等の状況

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
高校訪問数	—	—	—	25校	22校
オープンキャンパス参加者	556人	632人	602人	657人	700人
大学見学受入	13校	10校	11校	11校	7校
出張模擬授業・進学相談	18件	19件	11件	3件	2件

2) 学部生、大学院生の選抜制度

最近5年間の学部生、大学院生の入試の状況は「大学基礎データ表2、表3」のとおりである。また、学生の受け入れ方針に基づく選抜制度の概要は以下のとおりである。

<看護学部>

1995年（平成7年）の開学以来、定員は学部生が80名、3年次編入生10名としているが、2016年度（平成28年度）入学から編入生の募集を停止している。選抜試験では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づく小論文や面接を課して、一般選抜試験、特別選抜試験（推薦、社会人）を行っている。

(1) 特別選抜試験

県内の高等学校からの推薦を受けた者及び一定の社会人経験を有する者を対象とする選抜である。定員はあわせて30名で、同一の小論文試験と面接を課し、結果を総合的に評価して選抜を行っている。

- ① 推薦：県内の高等学校の卒業予定者で「全体の評定平均値」が4.0以上。推薦枠は各校2名（分校は1名）以内。
- ② 社会人（2003年度（平成15年度）から受け入れ）：大学入学資格と一定の基準による社会人としての職務経験を3年以上有する者。

(2) 一般選抜試験

分離分割方式で前期日程と後期日程に分けて実施し、定員は前期日程42名、後期日程8名である。大学入試センター試験と小論文試験及び個別面接を課し、結果を総合的に評価して選抜を行っている。

(3) 編入学試験

専門科目（基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学）と英語の筆記試験、個別面接を行い、結果を総合的に評価して選抜を行っていたが、編入生の定員割れが続いたこと等から2015年度試験（2016年度（平成28年度）入学）から募集を停止している。

<看護学研究科>

学生の受け入れ方針に基づき、博士前期課程においては、教育目標を達成可能な学生であるかを判断する目的で、小論文、専門科目、英語、面接を試験科目としているが、CNSコース希望者及び看護職で5年以上の実務経験がある者で、所属する職場の推薦を受け派遣される者については、英語を免除している。

それぞれの受験科目は独立して採点基準を設けて、基準に則して採点している。最終的な合否判定は、研究科委員会において総合判定基準に基づき行っている。

博士後期課程においては、博士論文作成上欠くことのできない英語語学力および

研究遂行能力を判断するため、英語、口述試験を試験科目としている。公正で適切な入学者選抜を行うため、受験科目ごとに採点基準に基づき得点率を算出している。最終的な合否判定は、総合判定基準に照らし合わせて研究科委員会において判定している。また、外国人留学生特別選抜により外国人にも門戸を開いている。

博士前期課程・後期課程いずれにおいても、入学試験に関する個人情報 は 厳重に取り扱い、個人が特定されないよう匿名化 ID 採点と判定を行っている。

3) 科目履修生、研究生

科目履修生、研究生の受け入れは、ホームページ及び広報により公募し、勉学意欲のある社会人等に対して門戸を開いている（資料 5-1 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/nyushi/kenkyuuseikamokurisudl.html>）。

科目履修生は長野県看護大学科目履修生規程（資料 5-2、5-3）に基づき運用し、2017年度（平成29年度）現在学部20科目、大学院12科目が対象科目となっている。過去5年間の状況は、表 5-2 のとおりである。

研究生については長野県看護大学研究生規程（資料 5-4）に基づき運用している。過去5年間の状況は、表 5-3 のとおりである。

表 5-2 科目履修生

年度		人数	履修科目	対象科目数
2013	学部	0	—	35
	研究科	1	地域・在宅看護学特論 I	12
コミュニティ・デイヘルプメント論特講				
2014	学部	0	—	34
	研究科	0	—	10
2015	学部	0	—	32
	研究科	0	—	10
2016	学部	0	—	40
	研究科	0	—	11
2017	学部	1	在宅ケア論 在宅ケア方法 I 在宅ケア方法 II	39
	研究科	0	—	12

表 5-3 研究生

年度	人数	受講分野
2013	0	—
2014	0	—
2015	1	里山・遠隔看護学
2016	1	里山・遠隔看護学
	1	地域・在宅看護学
2017	1	地域・在宅看護学

4) 責任体制

学部入試に関することは入試検討委員会（資料5-5 入試検討委員会規程）が、大学院入試に関することは大学院入試部会（資料5-6 入試部会規程）が所管し、公正かつ適切に入学者選抜を行っている。具体的には、本学独自の試験問題の作成にあたり、複数の特定教員による検討を作成時と完成時の2回行い、不適切な出題や誤りを防止するとともに、年度により難易度に著しい差が出ないように配慮している。また、選抜試験実施後には、担当教員から意見聴取したり、センター試験及び本学の試験の成

績と入学後の成績の関連性を検討して入試問題や選抜方法の妥当性を確保するよう努めている。

また、入学者受入れ方針等の広報活動に関しては広報・交流委員会(教員10名と事務職員1名)ならびにネットワーク推進委員会(教員6名と事務職員1名)、科目履修生と聴講生の募集に関しては教務委員会(教員9名と事務職員1名)がそれぞれ事務分掌している。

なお、身体に障がいのある入学志願者へは、受験上及び修学上の配慮について本人の意向を踏まえた検討を行うため、出願前に予め相談するよう募集要項及びホームページへ記載し周知している(資料5-7 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/nyushi/entrance-exam.html>)。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を收容定員に基づき、適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び收容定員の適切な管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・收容定員に対する在籍学生数比率
- ・收容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

<修士・博士>

- ・收容定員に対する在籍学生数比率

学部入学定員に対する入学者数比率については1.01～1.06、收容定員に対する在籍学生数比率については1.00～1.01と、それぞれ適正な数値である(大学基礎データ表2)。

また、大学院の收容定員に対する在籍学生数比率については、博士前期課程が0.47～0.75、博士後期課程が1.00～1.25である。博士前期課程については、入学定員16名に対し定員割れが続いているため、入試部会では受験者確保対策を検討した。その結果、2016年度(平成28年度)に県内病院等18施設に研究科教員が直接訪問して、本学の特長等について説明するとともに、本学卒業生の仕事ぶり・印象・動向、遠隔授業システム導入の可能性等について意見交換し、約8割が「本学大学院をキャリア支援として活用できそう」「受験内容や長期履修制度等について直接丁寧な説明を受けて本学大学院がより身近になった」等、好感触が得られた。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

入試に関する事項を所管する入試検討委員会・入試部会で自己点検・評価を行った後、評価委員会にその結果の報告を行い、評価委員会はそれを検討し必要に応じ助言・提案することとしている。また、外部の識者等による大学運営協議会からいただ

いた意見を評価委員会において共有し、改善や更なる向上に取り組み、年度末に自己点検・評価を行い、評価委員会で検証するサイクルを続ける（資料2-4）（資料2-10）。

（2）長所・特色

- 定員割れが続く大学院の受験者確保対策として、2016年度（平成28年度）に県内病院等18施設に研究科教員が直接訪問し、本学の特長等について説明するとともに、本学卒業生の仕事ぶり・印象・動向、遠隔授業システム導入の可能性等について意見交換し、約8割が「本学大学院をキャリア支援として活用できそう」「受験内容や長期履修制度等について直接丁寧な説明を受けて本学大学院がより身近になった」等、好感触であり一定の成果が得られた。2017年度（平成29年度）も病院等を訪問し、本学大学院に対する理解を深めて頂く努力を続ける。

（3）問題点

- 学部の推薦入学試験で実施されている評価は、英語試験を含む小論試験と面接試験とによるものである。出願の際の要件として一定以上の「評定平均値」を求めているが、志願者の有する基礎学力を測るための指標として、これらの試験科目や「評定平均値」が適当であるか。基礎学力の観点から「質」を考えるとすれば、推薦入学者の「質」を確保するために適切な試験はどうあるべきか、引き続き検討する必要がある。
- 2015年（平成27年）3月14日開業した北陸新幹線（長野～金沢延伸）の影響に加え、2019年（平成31年）4月の開設を目指し、長野市内に2つの看護学部の設置が予定されており、本学の入学志願者数に少なからぬ影響があると思われる、志願者確保のための対応策を広報・交流委員会等関係者と協議・検討する必要がある。
- 研究科教員が病院等を訪問し、本学大学院に対する理解と協力を呼び掛け好感触を得ているが、直ちに受験者増加に結び付くかはわからない。遠隔授業科目の拡大等あらゆる受験者確保対策を検討・実行するとともに、適正な定員についても検討する必要がある。
- 博士後期課程において、外国人留学生に門戸を開放しているが、英語による口述試験の導入等、より多様な入学選抜方法や英文HPによる広報活動等について検討する必要がある。

（4）全体のまとめ

本学の学生の受け入れについては大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

看護系大学が年々増加する状況の中で、学士課程においては大学入学共通テストの活用や多様な選抜方法の導入等により、「学力の3要素」を多面的かつ総合的に評価し得る新たな入学者選抜への移行という重要な局面を迎えている。

また、博士課程においても受験者確保に向けた抜本的対策が必要となっている。

これらの重い課題を乗り越えるためには、入試検討委員会・入試部会のみならず、全学を挙げた取り組みが必要であり、学長のリーダーシップの下、一丸となって取り組んでいく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の設置・運営主体である県では、地方分権の進展に伴い、県民の期待に応える施策を展開していくことが求められていることや県を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化してきていること等から長野県人材育成基本方針（資料6-1）を策定している。本学ではこの方針に基づき、大学の教育理念・目標を踏まえた教育活動、研究活動、社会・地域貢献活動、大学運営の各区分で、職務遂行力評価項目（資料6-2）を設け、大学として求める教員像を職位ごとに明示している。

また、教員の能力と資質を反映させるものとして、職位の資格要件を定めている。教授・准教授・講師・助教・助手、それぞれの職位について、求められる教員の教育・研究業績、資質などを長野県看護大学教員の選考基準に関する規程（資料6-3）及び教員選考基準細則（資料6-4）で定めている。また職位の昇任規程もその中に盛り込んでいる。

なお、全教員に対して専門性を深めるための学会の研修会等への参加を奨励しているほか、本学FD・SD委員会（資料6-5）が主催する教員の教育力と研究力向上のための研修会に参加することを義務化している。さらに、助手・助教には様々な学内委員会を経験させることとしている。

<看護学部>

本学では、教員組織として人間基礎科学講座、基礎看護学講座、発達看護学講座、広域看護学講座の四つの講座を置いている。また、講座の下に専門に応じた分野を置き、教員の適切な役割分担の下で組織的連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるようにしている（資料6-6）。

年齢構成や男女比率については定めていない。各分野の教員配置は、開設当初教授1名・准教授または講師1名・助教または助手3名を基本にしていたが、近年は県内外の社会・経済情勢の変化や分野の状況に応じ、教育の質が確保できるよう柔軟に配置している。

<看護学研究科>

本学は学部の上に研究科として博士前期課程と後期課程を設置しており、教員には高い教育研究能力が求められるため、それぞれ学部教員の中から研究科委員会規程第2条の2に規定する審査に適合した者によって構成することとしている（資料6-7）。具体的には、論文主指導教員としての適格性、論文副指導教員としての適格性、科目主担当教員としての適格性について、博士前期課程・博士後期課程それぞれ

に「職位」「学位」「筆頭論文数」「指導経験」の基準（資料6-8）を設け審査している。

研究科の編制は、基本的には学部の分野・講座を踏襲して構成しているが、長野県の特徴である過疎地の看護・医療問題への貢献が県立の大学には強く求められていることから、広域看護学領域に「里山・遠隔看護学」分野を設け、研究科に相応しい教員を配置している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

1) 教員組織

教員組織は（大学基礎データ表1）のとおり、大学設置基準第13条に定められた専任教員数（19人）及び大学院設置基準第9条に基づく専任教員数（6人）を大幅に上回っている。特に臨地実習指導については、主に講師・助教・助手が担当しており、学生の状況に応じて准教授・教授も指導に出向くほか、病院側に臨床教授の委嘱をするなど、手厚い体制をとっている。

研究科担当教員の資格については、点検・評価項目①に記載のとおりである。

また、職位別の教員数は表6-1のとおりである。

表6-1：職位別教員数

（単位：人）

区分 \ 職位	教授	准教授	専任講師	助教	助手	合計
看護学部教員	12(5)	9(3)	9(2)	22(3)	8(1)	60(14)
うち看護師有資格者	8(2)	5(0)	8(1)	20(2)	8(1)	49(6)
うち保健師有資格者	6(1)	2(0)	4(0)	11(1)	7(1)	30(3)
うち助産師有資格者	0(0)	2(0)	1(0)	3(0)	1(0)	7(0)

※括弧内は男性 ※資格については重複あり

2) 専任教員の年齢構成等

専任教員の年齢構成は（大学基礎データ表5）のとおりである。また、教員の平均年齢は表6-2のとおりである。

表6-2：教員の平均年齢

(単位：歳)

区分 \ 職位	教授	准教授	専任講師	助教	助手	合計
平均年齢	56.8	50.9	48.4	43.3	36.8	47.2

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

1) 教員の募集、選考

教員の応募は、授業科目や教育研究歴等の応募資格を公募要項に明記し、長野県看護大学教員の選考基準に関する規程（資料6-3）及び教員選考基準細則（資料6-4）に基づき、選考委員会が学長指名により組織される。組織員は5名であり、選考委員長は委員の互選で選ばれる。選考委員会では、募集の職位、分野、担当科目、選考日程などを明確にする。審査は規程・細則に従って行い、必要に応じて応募者と面接を行う。選考委員会の選考の結果は教授会に報告され、一週間の業績の閲覧を行い、募集する職位と同じか上位の職位による教授会メンバーの投票において決する。非常勤講師などの学外者の審査等に関係した業績審査は、看護学部においては教務委員会、看護学研究科においては教務部会で確認の上、教授会・研究科委員会で協議している。

研究科教員の選定については、研究科教員の学内審査に関する内規（資料6-8）に基づき、教育科目と整合した研究指導実績、研究業績を確認する審査会を年一回行っている。この審査結果を、研究科委員会に報告し、協議・決定を行っている。

2) 教員の昇任

教員の昇任については、原則として助手から助教、専任講師から准教授、准教授から教授への昇任が可能となっている。昇任の機会は1年に2回で、昇任を求める教員はそれぞれ定める時期に履歴書と教育研究業績概要に昇任審査申出書を添えて学長に提出する。この際、学生からの授業評価、大学運営への参加態度および貢献などの情報も含めた評価内容としている。選考手順は、選考委員会による書類審査、面接審査に基づく審査結果報告、教授会構成員全員による各種提出書類の業績閲覧の後、教授会において投票により決定している。

点検・評価項目④：教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育研究活動その他諸活動の評価とその結果の活用

1) FD・SD活動

教員の資質向上を図るために定期的なFD・SD活動を実施している。活動は、FD・SD委員会が中心になって企画立案している。

①FD・SD研修

過去5年間の本学独自で実施したFD・SD研修のテーマは表6-3のとおりである。

表6-3 FD研修のテーマ

2012年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の理解を深める 今日の高校生と高校教育現場の取り組み ・科研申請学習会 ・青年期のコミュニケーションと対人関係の特徴
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中教審答申と教員個人 ・科研申請書の書き方 ・生徒の学びの姿「進路指導の概要」「看護系希望生徒の様子」
2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省の要請に我々個人はどう対応したらいいのか？ ・科学研究費助成事業応募について
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ・スキルとしての「学び方」 学校、大学、職場から ・科学研究費助成事業応募について
2016年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学の現状と課題 ・科研の申請に際し考えたこと、審査を経験した立場から、科研費申請手続き

②教員相互による授業参観

効果的な授業の進め方や学生のモチベーションを高める教授スキルについて、新たな視点や方法を獲得することで自己の授業改善に役立てるとともに、教授内容の相互理解を通して科目間のつながりを意識し、関連科目間の効果的な連携に活かすため、2017年度（平成29年度）後期から教員相互による授業参観を実施している。

③若手教員の研究支援

2017年度（平成29年度）は学内若手教員を対象に研究意欲、研究環境、サポート体制等研究を行う上での障害等を把握するため研究状況調査や、若手教員が集まりそれぞれの科研費申請書をブラッシュアップするための意見交換会を企画するなど、次代を担う若手教員の研究能力開発を支援している。

④長野県看護大学研究集会の開催

2005年度（平成17年度）から毎年3月に長野県看護大学研究集会を開催している。この研究集会では、学内の教員が特別研究や指導者として関わっている県内看護職者との共同研究の成果、看護実践国際研究センターの活動などが発表され、2016年度（平成28年度）の参加者は約90名であった。学内の教員は勿論、周辺の病院や施設の看護職からも演題の応募や参加があり、看護実践や教育・研究の意見交換の場として、教員の資質向上に役立っている。

2) 授業評価

教育に関する評価として、学生による授業評価と授業改善のためのアンケートを行っている。授業評価の結果とアンケートは担当教員にフィードバックし、次年度の教育活動の改善につなげる資料としている。また、学生からの授業改善に関する意見等については、教員がコメントを作成し、授業評価小委員会で検証した後、学生や教職員は自由に閲覧できるよう公開している（資料4-2）。

3) 教員の業績評価

2011年度（平成23年度）から、教員の業績評価を実施し、その結果を翌年度の研究費に反映している（資料6-9）。

評価は、「教育活動」、「研究活動」、「社会・地域貢献活動」、「大学運営」の4領域について、教員が活動実績を自己申告により点数化し、分野責任者、講座主任による他者評価を行っている。2012年度（平成24年度）からは、大学全体の仕事内容を評価する観点から、学長による加点を行っている。

2016年度（平成28年度）には、看護実践国際研究センターの体制整備などの状況の変化や、教員の意見を踏まえ、評価内容の大幅な見直しを行った。

4) 教員の人事評価

県が実施している人事評価制度について、地方公務員法等の一部改正に伴い大学教員も対象とすることになったため、2016年度（平成28年度）から教員人事評価（業務評価及び職務遂行力）を実施し、教育研究活動等の向上を図っている（資料6-10）。

5) ハラスメントの防止

「長野県看護大学ハラスメント防止等に関する規程」（資料6-11）に基づいて、ハラスメント防止委員会とハラスメントに関する相談員を置き、セクシャル・ハラスメントとそれ以外のハラスメント（アカデミック・ハラスメント等）の予防と対策の充実を図っている。ハラスメント防止委員は、教授2名、准教授・講師2名、助教・助手2名、事務職員2名の男女両性を含む計8名で構成している。また、ハラスメント相談員は様々な職種、職位・専門領域から学生委員会が選任し、現在5名が学生と教職員からの相談に当たっている。

ハラスメント防止委員会は、相談状況に応じた対策の検討や、教職員・学生への研修・啓発活動の企画などを行っている。具体的には、教職員への研修会を開催、ハラスメントに関するパンフレットを作成・配付し、新規採用教職員への採用時のガイダンス・学生への年度初めのガイダンスでハラスメント防止に関する説明を行っている。

**点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教育研究の適正な質の確保を図るため、教員の採用時には職位に応じた資格要件を選考委員会が審査し、その都度教授会の投票により決定しているほか、各講座や分野の実情に応じ運営委員会や教授会・研究科委員会に諮り、組織の適切性を議論している。

また、評価委員会において、毎年自己点検・評価を行う過程で教員組織の適切性についても点検・評価し必要に応じ助言・提案することとしているほか、地方公務員法及び教員公務員特例法に基づく「教員人事評価（業務評価、職務遂行力評価）」と、教員自身による前年度業績の振り返りと分野責任者・講座主任との面談を行う「業績評価」を行い、教員組織の適切性について重層的点検・評価を行っている（資料6-9、資料6-10）。

また、実習等を通じた県内病院からの意見や外部の識者等による「大学運営協議会」から出された意見を評価委員会において共有し、教員組織についての改善や更なる向上に取り

組み、年度末に自己点検・評価を行うことで、評価委員会を中心に大学全体で検証するサイクルを続けている（資料2-4）（資料2-10）。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述の「教員人事評価(業務評価、職務遂行力評価)」と「業績評価」の結果に基づき、学長が分野責任者・講座主任に対する面接を適宜実施して、教員および教員組織の適切性を点検・評価している。

(2) 長所・特色

本学の教員・教員組織の特長として以下の点が挙げられる。

- 専任教員一人あたりの在籍学生数は6.5人（大学基礎データ表1）であり、また、科目を専任教員が担当する割合が高い（大学基礎データ表4）など、看護系大学が増加し教員が不足している中で教員を確保しており、手厚い体制が維持できている。
- 教員組織として人間基礎科学講座、基礎看護学講座、発達看護学講座、広域看護学講座の四つの講座を置いている。また、講座の下に専門に応じた分野を置き、教員の適切な役割分担の下で組織的連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるようにしている。
- 研究科における教員配置では、長野県の特徴である過疎地の看護・保健・医療問題への貢献が県立の大学には求められていることから、広域看護学領域に「里山・遠隔看護学」分野を設けている。
- 教員組織は（大学基礎データ表1）のとおり、大学設置基準第13条に定められた専任教員数（19人）及び大学院設置基準第9条に基づく専任教員数（6人）を大幅に上回っている。特に臨地実習指導については、主に講師・助教・助手が担当しているが、病院側に臨床教授の委嘱をするなど、手厚い体制をとっている。
- 教員相互による授業参観を2017年度（平成29年度）後期から実施している。これは、効果的な授業の進め方や学生のモチベーションを高める教授スキルについて、新たな視点や方法を獲得することで自己の授業改善に役立てるとともに、教授内容の相互理解を通して科目間のつながりを意識し、関連科目間の効果的な連携に活かすことを目指している。

(3) 問題点

本学の教員・教員組織は大学基準に照らして概ね適切であるが、問題・課題として以下の点が挙げられる。

- 看護系大学の数は年々増加しており、全国的に教員の確保が難しい状況であり、本学でも一部分野で欠員が生じている。今後県内にも看護系大学が新たに開設される予定であり、教員確保に向けて一層の努力が必要である。特に本学卒業生を対象とした人材育成と教育研究の態勢づくりが当面の課題である。
- 毎年実施している教員自身による前年度「業績評価」では、同じ職位でも教育・研究・地域貢献・大学運営の4区分に大きな差異が認められ、仕事の質を含めた評価方法の開発が課題である。
- 新人教職員に対する本学の教育理念・教育目標、3Pやコアカリキュラムの理解

を深め共有するための効果的継続的なFD・SD研修のあり方・仕組みを開発する必要がある。

- 2018年（平成30年）新たに、「公立大学法人長野県立大学」が開学したことによって、今後本学の公立大学法人化の議論も活発化するものと考えられる。教員・学生交流等の大学間連携による教員・教員組織の質向上が今後課題となるものと思われる。

（4）全体のまとめ

本学の教員・教員組織については大学基準に照らして良好な状態にあり、教育理念・教育目標と3Pを実現する取り組みは概ね適切である。しかし、少子高齢化・過疎化・地域間格差・新県立大学の開学等県内外の社会・経済情勢の著しい変化に対応した迅速かつ的確な教員の質確保・人材育成・組織改革に向けた継続的な努力が必要である。開学から23年が経過し、臨床現場で経験を積み最前線で活躍する卒業生の本学教員へのリクルートや教育研究における大学間連携、大学臨床現場間連携などの多層的ネットワーク構築に向けても引き続き努力していきたい。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では地理的な特徴もあり、ほとんどの学生が大学進学のために親元から離れて学生生活を送っていること、また、看護学部の特徴として人と関わる実践的な学習を伴うために、自分の適性についての悩み、進路についての不安を抱くことも多いことから、学生生活、学習、健康管理、就職支援のあらゆる面での相談体制を充実させ、学生が学習に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、全学的な学生支援体制を構築している。学生支援に関して方針としては明示していないが、教職員が連携して迅速かつ適切な学生支援を推進している（資料7-1）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全・衛生への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

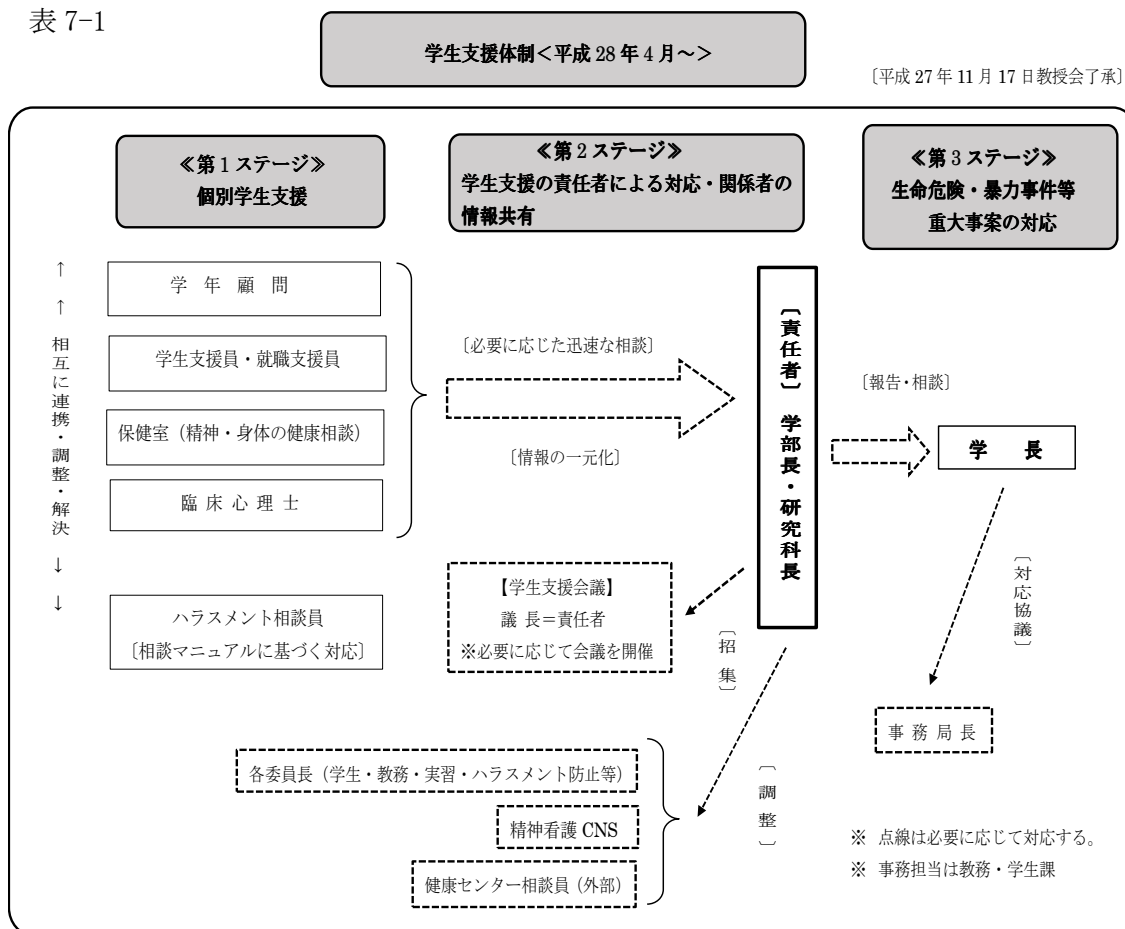
評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1) 学生支援体制

本学の学生支援体制は表7-1のとおりであり、具体的には学生支援体制に係る申し合

わせ（資料7-2）に基づき、教職員が連携しながら支援している。

表 7-1



2) 学年顧問

各学年に教員 2 名を学年顧問として配置し、入学から卒業まで、同じ教員が学生に身近な存在として、学部長の指揮のもと学生の学習や生活に係る相談等きめ細かい支援を行っている。学年顧問の具体的な役割は、大学組織における役割に係る申し合わせ（資料7-3）のとおりである。特に成績不振者や留年生、休学生には、教務委員会の履修サポート班等の協力を得ながら、保護者も交えて卒業までの履修計画の策定を支援するなど、状況に応じて対応している。

3) 学生支援員

事務局に学生支援員 2 名を配置し、学生生活全般の相談や教員に相談しにくいこと等を幅広く支援している。特に 1 年生を対象に大学敷地内に寄宿舎（すずらん寮）を設け、初めて親元から離れて生活する不安を学生支援員が受け止め、サポートしている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

① 新学期の学生生活ガイダンスの実施

新学期開始直後に、各学年に対して学生生活ガイダンスを実施。

② 防犯講習会の開催等

新学期開始直後に、入寮する 1 年生と新たにアパート暮らしを始める 2 年を対象に、駒ヶ根警察署の警察官を講師に迎え、一人暮らしの注意点や護身術などを学ぶ防

犯講習会を実施し、秋にはストーカー被害や個人情報の取り扱い、戸締りの徹底等防犯に関する注意喚起を地域の防犯女性部と実施。

③ ワーキングセミナー

アルバイトに関するトラブルを未然に防止するため、県労政事務所によるワーキングセミナーを開催。

4) 学生委員会

教授会の下に学生委員会（資料7-4）を設け、学生の生活指導や課外活動、健康管理、就職に関することなど、保健室や学生支援員、就職支援員等と連携しながら多岐にわたり支援している。主な取り組みは以下のとおりである。

① 新入生オリエンテーションの実施

自宅から離れて大学で新しい生活を始める新入生は、急激な環境変化に速やかに適応することを大きな課題としている。入学式を終えたばかりの4月上旬、大学生としての心構えや教務・学務に関するオリエンテーションの他に、新入生同士、先輩在学生や教職員と交流することが入学直後の新入生に新環境への適応を容易にすることを期待して、学生委員会を中心に2日間にわたり「新入生オリエンテーション」を企画・実施している。2015年度（平成27年度）までは宿泊形式を採っていたが、以後、学内で2日間開催している。

グループワークやゲーム、昼食を一緒に摂りながら、新入生同士、新入生と先輩在学生・教職員が馴染みになる機会を提供し、新入生の満足度も高い。

② 市町村保健師採用合同説明会の開催

本学は長野県内の保健医療福祉の分野で活躍する人材育成を使命としている。県内中山間部の町村を中心に、保健師確保が大きな課題となっている。公募しても応募者が得られない町村の事情に鑑み、学生委員会を中心に「市町村保健師採用合同説明会」を2014年度（平成26年度）から開催している。毎年9月、学園祭初日の午後、学内に専用のブースを設置し、既に内定を得ている卒業予定者以外の1・2・3年生を中心に、採用担当者から市町村について直接説明を受け、学部生のキャリア形成支援の機会としている。

この取り組みにより、中山間地域を含む行政保健師に対する理解が一層深まり、保健師就職者が2014年度（平成26年度）の1名から、2015年度（平成27年度）には4名（県内中山間部2町村含む。）、2016年度（平成28年度）には14名（県内中山間部6町村含む。）となっている（表7-2）。

表7-2 職種別就職状況

（単位：人）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
看護師	58	62	65	66	62
保健師	11	4	1	4	14
うち県内	8	3	1	3	7
助産師	10	11	12	10	6

5) 初年次教育

学生が早期に大学での学修に馴染むことを促し、また、主体的な学修方法やグループワークを通じた他者との協調や課題解決の方法を学ぶために「スタートアップセミナー」を実施。主な内容は以下のとおりである。

- ①予習復習を含めた講義の受け方、ノートテイキング、レポートの書き方（講義）、文献・資料の検索、引用の仕方、グループワークなど学習スキルの基本の確認。
- ②グループワークでの議論や協働活動を通じた課題解決方法の学び。
- ③学生間および教員との積極的なコミュニケーションを図り、メンバーシップの発揮。

6) 就職支援員

卒業する学生全員が、自身に適した就職内定が得られるように、就職（進路）指導に特化した就職支援員1名を配置し、学生委員会とともに就職（進路）や国家試験に関する支援に取り組んでいる。具体的な取り組みは以下のとおりである。

①キャリアガイダンスの実施状況

<一年次>

キャリアガイダンスⅠ 2016年5月18日(水)13:00～14:30

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○大学における進路選択や就職活動等についての基本的な知識を身につける。 ○本学の卒業時に取得できる免許や資格等を理解する。 ○卒業生の進路動向等により卒業後の進路の可能性を考える。 ○卒業後の進路を見通すことによって学習意欲を高める。 ○学内外の様々な進路選択に関するサポート資源を理解する。
内容	○本学の進路指導體制や卒業生の進路先など基本的な事項の説明を行う。

<二年次>

キャリアガイダンスⅡ（卒業生シンポジウム）2016年7月22日(金)13:00～14:30

ねらい	○複数の本学卒業生による就職活動や職業生活に関してのシンポジウムに参加し、進路意識を育むとともに看護職のキャリア形成について考えを深める。
内容	○卒業生による体験等を踏まえたキャリア形成のためのシンポジウムを行う。 シンポジスト 横谷 優希（伊那中央病院 看護師）、堀内 美紀（塩尻市役所 保健師）、宮阪 理子（丸の内病院 助産師）

<三年次>

キャリアガイダンスⅢ ①2016年12月19日(月)10:40～12:10

②2017年1月11日(水)14:40～16:10

③2017年1月16日(月)13:00～14:30

ねらい	○卒業学年を控えて、希望や個性、特性に応じた進路先を考え、その実現を図るための情報を得るなど、就職活動に必要な知識や態度を養う。
内容	<p>①就職活動のための情報収集や施設見学・職場体験等のポイント、行政保健師（公務員一般試験）および養護教諭(教員採用試験)等について、就職先の選び方などについての指導を行う。</p> <p>担当者：岡田 実（本学教授）、御子柴 裕子（本学講師）、米窪 伸一郎（就職支援員）</p>

	<p>②就職先として可能性のある職場の管理者等を招いて、医療現場の状況や長野県看護大学生への期待などについて話をさせていただく。 講師：久保 貴三子（諏訪中央病院 小児・産婦人科病棟師長） 中村 杏子（飯島町 保健福祉課 課長補佐 保健師）</p> <p>③就職情報会社の社員を招いて、履歴書(エントリーシート)の記入や筆記試験、面接試験等就職活動の実際を知るとともに、身だしなみ、挨拶、言葉遣い等社会人としてのマナーについての具体的な説明をさせていただく。 講師：村山 亨平（㈱マイナビ キャリアサポート課長）</p>
--	--

<四年次><編入二年次>

キャリアガイダンスⅣ 2016年4月6日（水）9:20～9:40

ねらい	○卒業学年として、就職活動に必要な知識や手続きを確認する。
内容	○求職活動の手順、履歴書(エントリーシート)の書き方、面接試験や小論文等の筆記試験への対応、求職票の提出についてなど、具体的な就職活動を進めるにあたって必要となる事項の説明を行う。

② 国家試験への支援の概要

ア) 模擬試験の実施

看護師3回、保健師2回、助産師2回実施
 本学教員に対して模試結果等の関係資料を情報提供

イ) 国家試験受験手続説明会の開催

11月 願書の作成について指導、願書の取りまとめ、願書提出(郵送)
 2月 受験票の交付及び受験に関する留意事項等の説明

ウ) 国家試験受験関係業務

受験に必要な書類（願書、修業見込書等）の整備・点検および提出

エ) 免許申請手続説明会の開催

2月 免許申請書類の配布及び留意事項等の説明

オ) 合格発表後の進路指導

合否状況の確認，不合格者に対する支援

カ) 既卒不合格者の受験手続や模試等の支援

キ) 国家試験対策補講の実施（1月に実施）

ク) 国家試験受験対策ガイダンス（4月と10月に実施）

ケ) 受験参考書籍等の整備

7) 保健室・健康センター

保健室では、学生が心身共に健康で充実した学生生活を送れるよう健康診断や健康相談、傷病等緊急時の応急処置などを行っている。設備は、ベッド、応急セット、衛生用品、薬品棚、書類保管庫、寝具入れ、車椅子1台、血圧計、身長体重計、視力計などがある。保健室には、常勤保健師1名が配置されているが、必要に応じて学校医に相談し、学生支援員（看護師）、学年顧問らと協力・連携して対応している。主な保健室の役割・業務内容は以下のとおりである。

①傷病者の応急処置に関すること

②健康診断、健康管理に関すること

- ③保健指導及び健康相談に関すること
- ④教育研究活動中の災害を補償する保険に関すること
- ⑤感染症予防や予防接種に関すること
- ⑥学校行事等の救護
- ⑦その他保健に関すること

また、精神的な問題や不調を抱えている学生や教員に対して、治療の必要性の有無を判断し医療につなげること、また現在、治療を受けている場合は、症状の重症化、長期化を防ぎ、早期回復に向けた支援を行うことを目的とする健康センターを設置している。センターでは、精神看護分野の専門看護師を1名配置して学生や教職員に対する心の健康相談を実施してきたが、職場におけるメンタルヘルスが改善されたため、2015年7月から相談員を常勤保健師と非常勤の臨床心理士が担当することとし、次に掲げる業務を実施している。

- ① 学生・教職員からの相談・指導
- ② 学年顧問など他の相談窓口からの相談への対応
- ③ 休学・休職中の人への復学・復職に向けた支援
- ④ 学内外における心の健康づくりに関すること

2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）の保健室利用状況は表7-3のとおりである。相談内容は、体調不良、怪我、月経に関すること、友人関係、進路、精神的問題に関することなど多岐に渡っている。体調不良や怪我等により、受診同行や保護者への連絡などの支援も行った。

なお、2016年度（平成28年度）にはインフルエンザ（疑いを含む。）等感染症のため9名の学生が出席停止となった。発症した学生等に対する保健指導、大学全体に向けての注意喚起と予防啓発を行い、その結果、重症化した学生や感染拡大や集団感染はなかった。

表7-3 保健室利用状況

(単位：人)

区分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
健康相談（身体）	190	168	273	261	295
健康相談（精神）	81	68	61	61	40
相談（その他）	71	69	76	88	98
合計	342	305	410	410	432

また、定期健康診断の項目は、①身体測定（身長と体重）、②血圧測定、③胸部X線検査（間接撮影）、④血液検査（貧血）、⑤尿検査、⑥内科診察の6項目である。2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）の定期健康診断の受診状況（学部生）は表7-4のとおりである。未受診者の項目は、尿検査だった。

定期健康診断の結果、各項目に異常が見られた者や自覚症状のある者には、受診指導や保健指導を行っている。精神的不調の兆候が見られる者には、個別面接を実施し、必要に応じて定期的な面接、受診勧奨などを行っている。

さらに、入学年度の定期健康診断ではB型肝炎抗原・抗体検査及び小児ウィルス感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）抗体検査を併せて実施している。B型肝炎

炎抗原・抗体検査でいずれも陰性であった者に対しては、予防接種を実施している。小児ウイルス感染症抗体検査で抗体陰性及び陽性低値の者には、予防接種を指導（勸奨）している。なお、2017年度（平成29年度）からは、小児ウイルス感染症については、大学入学までに各自で抗体検査を済ませてくることを決定した。

表7-4 定期健康診断受診状況（学部生）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
健診対象者（人）	337	339	342	341	337
受診者数（全項目を受診した者）（人）	336	336	338	338	325
受診率（％）	99.7	99.1	98.8	99.1	96.4

8) 修学資金

本学で取り扱っている奨学金は「日本学生支援機構奨学金」、「長野県看護職員修学資金」、「上伊那広域連合看護師等修学資金」の3種である。本学独自の奨学金はない。

(1) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、在籍学生数の33.3%が貸与を受けており（2016年度）、申請者は全員採択されている。本奨学金については、年度当初に説明会を開催するとともに、掲示によって伝達している（表7-5）。

表7-5 日本学生支援機構奨学金

(単位：件、％)

	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率
学部	151	45.2	143	41.9	146	42.4	126	36.8	123	36.1
研究科	2	4.5	2	5.1	1	3.1	1	3.4	0	0
計	153	40.5	145	38.2	147	39.1	127	34.2	123	33.3

(2) 長野県看護職員修学資金

大学全体の貸与率は2.4%（2016年度）と低い。これは、本資金の貸与対象者を「免許取得後（若しくは大学院修士課程修了後）、直ちに県内の返還免除対象施設で就業する意思があること」としているためと考えられる（表7-5）。

<返還免除対象施設（学部生）>

- ・病床数200床未満の病院
- ・精神病床を80%以上有する病院
- ・過疎地域にある病院（県立木曽病院、飯山赤十字病院）
- ・診療所
- ・介護老人施設
- ・指定発達支援医療機関
- ・重症心身障害児施設
- ・母子健康センター（助産師に限る）
- ・地域保健法に規定する特定町村（保健師に限る）
- ・訪問看護ステーション（上記免除施設で3年以上の実務経験が必要）

<返還免除対象施設（大学院生）>

- ・医療法第1条の2第2項に規定する医療施設
- ・母子健康センター
- ・地域保健法に規定する特定町村
- ・訪問看護ステーション（医療施設で3年以上の実務経験が必要）

表7-5 長野県看護職員修学資金採択件数 (単位：人，%)

	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率
学部	15	4.5	15	4.4	15	4.4	10	2.9	9	2.6
研究科	2	4.5	1	2.6	0	0	2	6.9	0	0
計	17	4.5	16	4.2	15	4.0	12	3.2	9	2.4

(3) 上伊那広域連合看護師等修学資金

上伊那広域連合が、地域医療再生基金を原資として2011年度（平成23年度）に創設した制度で、貸与対象者は将来上伊那地域において看護職員の業務に従事しようとする者である。地域を上伊那地域に限定していること、他の貸与制度との併用ができないことから、貸与率は2.7%（2016年度）と高くない（表7-6）。

表7-6 上伊那広域連合看護師等修学資金 (単位：人)

	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率	採択	貸与率
学部	0	0	6	1.8	6	1.7	9	2.6	10	2.9
研究科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	6	1.6	6	1.6	9	2.4	10	2.7

9) 授業料の減免

長野県看護大学条例では、経済的理由により授業料を納付することが困難な者、休学等の事情がある者に対して、授業料を減免することができることとしている。

また、希望する者について、年4回（4月、7月、9月、1月）に分納して授業料を納付することができることとしている。経済的理由による減免の実績は表7-7のとおりである。

表7-7 経済的理由による減免の実績

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
対象者数	17人	14人	16人	19人	19人
減免額(円)	9,063,950	6,920,750	8,572,800	9,644,400	10,180,200

10) ハラスメント防止委員会

本学におけるハラスメント防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関して、必要な事項を定める「長野県看護大学ハラスメントの防止等に関する規程」（資料6-11）に基づき、ハラスメント防止委員会が中心となり、本学で学び働く者がお互いに尊重し合い、快適な環境の実現に向け取り組んでいる。具体的な手続きは「長野県看護大学ハラスメント対策ガイドライン」（資料7-5）に定め学生便覧に掲載するとともに、パンフレット「ハラスメントのないキャンパスを」（資料7-6）を作成し、新学期にガイダンスを行っている。また、朝のあいさつ運動等コミュニケーション促進のための取り組みや、ハラスメント研修会を実施する等、様々な取り組みを行っている。

11) サークル活動

正課の授業以外に行う課外活動を行うサークルは、2016年度（平成28年度）は28団体である。

サークル活動は学生の自主性を尊重しつつ、サークル顧問として教員が関わりサークル活動の相談・支援を行っている。

12) 「卒業生あつまれ」企画の実施

医療機関や行政機関に就職した卒後1年未満の新社会人を対象に、同窓生と会いたくなる9月（卒後6か月目）、大学の学園祭（鈴風祭）初日に合わせて大学に集合してもらい、職場での新人研修体制を含めた処遇状況や環境を話し合い、問題解決を図りながら今後の励みとしてもらうため、看護実践国際研究センター（資料3-1）のキャリア形成支援部門を中心に2012年度（平成24年度）から開催している。

毎年、卒業生の参加率は80%前後で概ね60名の卒業生が参加し、ほぼ全員が職場における新人研修体制とその満足度に関するアンケートに回答し、その結果は学部生のキャリア形成支援の参考資料としている（資料7-7）。

13) 本学卒業生を対象とした相談窓口の設置

看護実践国際研究センターのキャリア形成部門では、進学、資格取得など、卒業生がキャリア形成の節目に遭遇する課題を支援するため、2017年度（平成28年度）から卒業生相談窓口を設置している。

**点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生に関する事項を所管する学生委員会で自己点検・評価を行った後、評価委員会にその結果の報告を行い、評価委員会はそれを検討し必要に応じ助言・提案することとしている。また、外部の識者等による大学運営協議会からいただいた意見を評価委員会において共有し、改善や更なる向上に取り組み、年度末に自己点検・評価を行い、評価委員会で検証するサイクルを続ける（資料2-4）（資料2-10）。

また、隔年で学生生活アンケート（資料7-8）を実施し、学生の生活状況を把握して教育活動や学生生活指導を検討し、改善に向けた取り組みを行うための資料としている。

(2) 長所・特色

- 2014年度（平成26年度）看護師国家試験の合格率が全国平均を下回った事態を真摯に受け止め、2015年度（平成27年度）には国試模試の前倒し実施、自己採点方式による受験結果の早期フィードバック、卒業研究の配置を早期に確定する等の対策

を講じ、さらに2016年度（平成28年度）には、①4年生の進路面接を4月中に終了、②自己採点方式によって模試の受験結果の分析とアドバイスを早期にフィードバック、③受験結果の情報を卒研担当分野にタイムリーに提供、④模試受験者を3年生に拡大し国試に向けた新たな雰囲気づくり、⑤学内外の教員による特別補講への参加呼びかけ等を行い、表7-8のとおり保健師助産師看護師国家試験の合格率は、全国平均を上回っている。

表7-8 新卒者の国家試験合格率 (単位：%)

年度	保健師		助産師		看護師	
	本学	全国	本学	全国	本学	全国
2012年度	100	97.6	100	99.0	97.4	96.0
2013年度	89.9	88.9	100	97.7	100	96.9
2014年度	100	99.6	100	100	92.9	96.9
2015年度	96.3	93.5	100	99.7	98.8	97.4
2016年度	96.5	95.4	100	92.5	100	96.5

- 本学は在学生への支援はもとより、新社会人としての悩みを抱える卒業後1年未満や転職・進学等中堅を迎える時期などに、卒業生あつまれ企画の実施（点検・評価項目②12）や相談窓口の設置（点検・評価項目②13）など、卒業生への継続的な支援についても積極的に行っている。

(3) 問題点

- 本学では、経済的理由により授業料を納付することが困難な者等に対して授業料を減免することができることとしているが、近年その対象者が増えている（表7-7）。希望する者には分納して授業料を納付することができることとしており、また、日本学生支援機構や県看護職員修学資金等の奨学金のほか、医療機関の手厚い奨学金もあるが、今後の動向を踏まえ本学独自の奨学金についても検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の学生支援については大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

引き続き、学生のニーズを的確に捉え、きめ細かい支援体制の構築に向け全学を挙げて取り組み、優れた看護職者の輩出に努力していく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は学部・大学院を合わせた定員384人の学生に対して、大学設置基準等に照らしても十分な校地、施設の面積を確保し、充実した看護教育が実施できる設備を整えて1995年（平成7年）4月に開学した。

本学の設置・運営主体である県では、厳しい財政状況の中、高度成長期に集中的に整備された県有施設の一層の財産の適正管理と既存施設の効率的活用のため、部局横断的に県有財産の有効活用、総量縮小、長寿命化に取り組むという方針に基づき、県有財産ファシリティマネジメント推進会議において、(1)建物構造や建築経過年数等から算定した建物性能、(2)利用者数や利用頻度等の利用状況、(3)光熱水費等をもとにした管理効率により施設の現状を把握し、将来の利活用の方向性を「維持」「機能改善」「有効活用（転用・統廃合）」「縮小（売却等処分）」のいずれかに区分けする「施設アセスメント」が実施され、本学は「建物性能が良く利用者も多いため今後も維持していく施設」とされた（資料8-1

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/facility/shisetsuassessment/assess.html>）。

今後の大規模な修繕・改修については、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」（資料8-2 <https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/facility/hoshin.html>）に基づき、修繕・改修計画を策定し、戦略的、計画的に修繕・改修工事を実施していく。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備・管理

- ・ 情報通信技術（ICT）等機器・備品等の整備
- ・ 施設・設備等の維持・管理、安全・衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：情報倫理の確立に関する取り組み

本学は東に南アルプス、西に中央アルプスを望む恵まれた自然環境の中であり、古代ギリシャ都市の「アゴラ」に倣って設けた中央広場を中心に、その周りに図書館・教育研究棟・講堂・学生食堂・管理棟が配置されている。また、道路を挟んで屋内プール棟・有酸素運動研究コース・語らいの並木が併設されている。

1) 校地

本学の校地面積は、75,733 m²であり、大学設置基準に照らしても十分な面積が確保

されている。

2) 施設・設備

- ・管理棟 2,248.81 m²

学長室、事務室、会議室、保健室、食堂、売店

- ・教育研究棟 9,079.39 m²

講義室、演習室、実験室、自習室、情報処理教室（パソコン53台）、LL教室（機器50台）、研究室（講師以上は個室、助教・助手は複数人で1室）、大学院生研究室、AED3台など。

講義室が大・中・小合わせて8室、実習室が「基礎」「成人」「母性・小児」「地域・老年」など看護領域ごとに6室、その他実験室、自習室などを完備している。その他大学院生用として、大学院生研究室が4室ある。

- ・情報通信技術（ICT）等機器・備品等の整備

平成20年度文部科学省公募事業「戦略的大学連携支援事業」プログラムに採択されたことにより（代表校：信州大学）、大学間地域ネットワークが構築された。そのため、中講義室のうちの1室には、県内9大学を結ぶ遠隔講義システムが導入されて、他大学が配信する授業を自大学で受講することが可能になっている。

大学院においては、本学の不便な立地を考慮して、本学が開発した簡便・高品質・高セキュリティ・低価格な遠隔講義システム「サラス」を導入して、院生が職場や自宅、出張先等から容易に受講できるように教育環境を整備している。大学院生専用講義室（演習室4）では、Wi-Fiや大画面ディスプレイが利用可能になっている。

- ・講堂 962.43 m² 511席、AV設備、ピアノ

- ・図書館 1,200.62 m²

閲覧席80席、教員学習室、グループ学習室、AVルーム

蔵書収容可能冊数10万冊

- ・体育館 893.68 m²

木材を多用した造りで、バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面がとれる。

- ・学生棟 802.21 m²

学生ホール、就職支援室、自習室、自治会室、クラブ室、AED

- ・屋内プール棟 1,131.64 m²

通年で利用可能な6コース(25m)の温水プールを設置し、そのうち1コースがスロープコースとなっている。また、AED、筋力トレーニング機器を備えた健康増進研究室（ジム）と講義・測定室が併設されている。

学生は常時これらの設備を使用できるほか、温水プールについては、本学主催の高齢者水中運動教室等教育研究活動の一環としても活用されている。

また、長野県障がい者福祉センターの県南部地域における拠点である障がい者水

泳支援センターとして、そのほか地元駒ヶ根市の健康教室、消防署の救助訓練等にも利用されている。

・グラウンド・テニスコート 15,948 m²

250mトラックが設置可能なグラウンドと、夜間照明を備えた全天候型テニスコートが4面併設されている。

また休日にはグラウンド・テニスコートを地域のスポーツ少年団を中心に開放している。

・有酸素運動研究コース 12,505 m² (隣接の「語らいの並木」を含む)

コース延長 600mの歩経路のほか、地域住民と学生が協働して植付け・管理を行う「ふれあい花壇」、「ほがらか農園」を設置している。

また、大学正面へ続く学園通りを囲んでケヤキ並木の「語らいの並木」を整備している。

・寄宿舍 2,504.44 m²

2棟80室(1DKタイプ)、学部1年生のみが入居。

・非常勤講師宿舍 328 m²

全国各地から非常勤講師を招聘できるよう、1棟8室の宿泊施設を整備している。

また、研究のために帰宅が遅くなる大学院生の宿舍としても活用している。

・情報処理施設・機器等

2015年度(平成27年度)には、ファイアーウォールを更新し、セキュリティの強化を図った。

学内LANは、管理棟、教育研究棟、図書館、非常勤講師宿舍、寄宿舍の全域に配置し、利便性を保つと同時に、教職員使用領域と学生の使用する領域を分離、高度な機密情報の保持を徹底している。教育研究棟内の情報処理教室にパソコン53台を設置し、授業以外の時間は学生に開放し、随時使用できる態勢となっている。

また、無線LANは、図書館、大学院生室で学生が利用できる。

LL教室には、LL学習システムがインストールされた教員用パソコン及び学生用パソコン50台(いずれもヘッドセット付き)を設置し、語学学習等に活用している。

・情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理の取り組みについては、ネットワーク推進委員会を中心に「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定し、2016年(平成28年)12月20日の教授会で承認された(資料8-3 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/for/documents/SNSGuideline.pdf>)。

このガイドラインは学内HP・学生便覧へ掲載するとともに、年度初めのネットワークガイダンスや実習前のオリエンテーション等で注意喚起している。

また、研究倫理の取り組みについては、倫理委員会が毎月「研究倫理申請書(研究計画書)」の審査や定期的な研修会を開催して、教職員、大学院生、研究生等の倫理意識の向上に努めている。

以上、校地・施設は充実しており、大学設置基準の規定に基づき計算される本学の校地と校舎の基準面積は、3,840 m²と4,879 m²であり、基準を十分に満たしている。

表 8-1 校地、校舎、講義室、演習室等の面積

校地、校舎 (㎡)				講義室、演習室	
看護大学 校地面積	設置基準上 必要校地面積	看護大学 校舎面積	設置基準上 必要校舎面積	講義室・演習 室・学生自習 室総数 (室)	講義室・演習 室・学生自習室 総面積 (㎡)
75,733	3,840	19,151.22	4,879	14	1,428

表 8-2 学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模

研究科等 大学院 学部・	講義室・ 演習室・ 学生自習室等	室 数	総面積 (㎡)	収容 人員 (総数)	学生 総数 (2017.5)	在籍学生 1 人当たり面 積 (㎡)	備考
看護学部	講義室	8	1,079	702	340	3.17	
	演習室	3	174	90	340	0.51	
	学生 自習室	2	118	36	340	0.35	
	実習室	6	1,379	384	340	4.06	
	実験室	2	329	96	340	0.97	
	LL 教室・情 報処理教室	2	287	96	340	0.84	
研究科	演習室	1	56	30	29	1.93	その他状況に 応じて共同研 究室等を使用
共用	体育室	1	750	-	369	2.03	
	講堂	1	962	507	369	2.61	

表 8-3 学部の学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積 (㎡)	収容人員 (総数)	収容人員 1 人当たり面積 (㎡)
看護実習室	6	1,378.61	271	5.09
LL 教室	1	133.04	48	2.77
情報処理教室	1	154.25	48	3.21
実験室	2	328.68	96	3.42
計	10	1,994.58	463	

3) キャンパス・アメニティー

大学食堂は、長期休業の期間を除き営業しており、カフェテリア方式で 185 席の利用が可能となっている。その隣には売店が併設されパン、おにぎりなどの食品や文具等を販売している。

これらの経営は長野県看護大学生生活協同組合により行われている。

学生棟には、学生ホール、学生自治会室、クラブ室も整備されており、清涼飲料水等の自動販売機も設置している。

講堂、体育館、グラウンド、屋内温水プール等の大学の施設は、個人・サークル活動を問わず全ての学生に貸し出しをしている。授業の合間にプールを利用したり、夜間にナイターテニスを楽しんだりする学生も多く、運動系サークルは体育館・グラウンド等を練習に使用し、音楽系サークルは講堂でライブを開くなど積極的に活用されている。

大学周辺の環境への配慮については、周辺の景観にマッチするよう校地周辺に高木を植え、キャンパス内でもできるだけ多様な植栽に努めている。

また、大学に隣接する有酸素運動研究コースと語らいの並木も、学生や地域住民の散策コースとして親しまれている。なお、植栽等の管理は地域のシルバー人材センターに委託しているほか、大学構内の清掃は障がい者施設等に委託して常に整備を行っている。

さらに、有酸素運動研究コース内の「ふれあい花壇」の整備を地域住民と学生が協働して実施するなど地域交流も盛んであり、大学としてこれらの活動を支援している。

このほか、大学周辺の道路や水路の美化活動のほか、冬期には学内駐車場をはじめ、大学へのアクセス道路の歩道の除雪も行っている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

付属図書館は、看護学分野を中心に教育・研究のための図書館として資料・情報の収集と提供を行っている。

① 図書

図書の選定については、看護学分野の図書は網羅的な収集を行い、その他の分野についてはシラバスの内容に即したのものや、教員・学生からの購入希望図書、業者の見計らい、新刊情報などから検討し図書館司書が選定・提案し、図書委員会で協議の上、決定している。

2016年度（平成28年度）末の蔵書冊数は74,045冊である。蔵書の割合は、看護学、医学の図書が51.5%となっている。

表8-4 図書館蔵書数の推移

年度	和図書	洋図書	合計
2012年度	60,677	7,251	67,928
2013年度	62,605	7,296	69,901
2014年度	64,725	7,051	71,776
2015年度	65,717	7,402	73,119
2016年度	66,627	7,418	74,045

表8-5 蔵書の割合

年度	看護学		医学		その他一般書		合計
	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	冊数
2016年度末	16,631	22.6%	21,469	28.9%	35,945	48.5%	74,045

②雑誌

雑誌は、2016年度（平成28年度）現在、和雑誌84誌、洋雑誌18誌を継続購読している。これら定期購読の他に、他大学との重複雑誌交換事業などによりタイトルやバックナンバーの充実に努めている。雑誌の選定については、文献の複写、閲覧といった図書館での利用状況や、他館からの文献取寄せ状況などから必要とされているものを検討しタイトルの見直しを行っているが、洋雑誌については限られた予算の中で円安や雑誌高騰の影響があるため、無料ダウンロードや記事複写依頼で対応することで2016年度（平成28年度）に大幅に減らした。

表8-6 雑誌タイトル数の推移

年度	和雑誌（種類）		洋雑誌（種類）		合計	電子ジャーナル	
	購入	寄贈	購入	寄贈		和雑誌	洋雑誌
2012年度	112	238	37	6	393	972	605
2013年度	103	304	32	11	450	1,048	536
2014年度	96	278	29	8	411	1,079	757
2015年度	84	271	18	0	373	1,211	683
2016年度	81	302	8	3	394	1,273	535

③視聴覚資料

視聴覚資料は2016年度（平成28年度）末現在2,508点所蔵している。VHSが多数を占めているが、現在はDVDでの収集が中心である。看護学の教材を中心に教員からの購入希望などにより選定している。

これらの所蔵資料のデータは、OPAC(Online Public Catalog)をインターネット上で公開し学外からでも検索できるようになっている。

表 8-7 視聴覚資料数の推移

年度	DVD	VHS	CD	その他	合計
2012年度	308	1,841	107	77	2,333
2013年度	363	1,842	107	81	2,393
2014年度	395	1,844	108	82	2,429
2015年度	432	1,844	125	85	2,486
2016年度	460	1,839	125	84	2,508

④電子ジャーナル・文献検索データベース

電子ジャーナルは、「CINAHL with Full Text」と「メディカルオンライン」が利用でき、和雑誌 1,273 誌、洋雑誌 535 誌が閲覧可能である。

文献検索のデータベースは「医中誌 Web」「看護索引 Web」「NACSIS-Cinii」エブスコ社「MEDLINE」「CINAHL with Full Text」が利用できる。検索結果から該当雑誌の当館の所蔵がすぐ確認できる OPAC リンクを貼り利便性を高めている。これらは学内 LAN 接続のパソコンであればどこからでも利用できる。また、教員・大学院生・研究生等は、ネットワーク推進委員会へ手続きを行えば学外からも利用できる。

2) 図書館施設・設備、開館時間、職員配置等、利用環境整備の状況

①図書館施設・設備

図書館の構造は、鉄筋コンクリート 1 階建ての独立棟であり一部 2 階の渡り廊下で教育研究棟とつながっている。総面積は 1,201 m²で、蔵書収容可能冊数は約 10 万冊（開架 4 万冊・閉架 6 万冊）である。

閲覧席は一人掛けのキャレル席の 12 席を含め 80 席ある。各所に電源を設け個人のパソコンの持込が可能でありレポート提出時期など多くの利用がみられる。AV ルームには個人用の視聴ブースが 10 席ある。2 部屋あるグループ学習室にも DVD と VHS の再生機を設置しており、グループでの視聴も可能である。

利用者用端末は、蔵書検索性が 2 台、データベース検索性の端末が 3 台である。

表 8-8 図書館面積

総面積	内 訳			
	閲覧スペース	書庫	事務室	その他
1,201 m ²	688 m ²	131 m ²	57 m ²	325 m ²

②開館時間・日数

過去 5 年の平均年間開館日数は 259.4 日である。平日の開館時間は、9時から 19 時まで、長期休業中は 17 時までであり、土・日・祝日は休館である。但し、実習期間である 5 月から 12 月については、平日は 9時から 21 時、土曜日は 10時から 16 時まで開館する。

平日の昼間は正規職員、嘱託職員、臨時職員各 1 名が勤務しており、夜間の時間帯

は嘱託職員1名と臨時職員1名、土曜日は臨時職員2名で対応している。

表8-9 開館日数

年度	平日開館日数	土曜開館日数	合計	入館者数	1日平均
2012年度	235	23	258	43,515	168.7
2013年度	242	24	266	40,882	153.7
2014年度	232	25	257	40,295	156.8
2015年度	234	23	257	35,910	139.7
2016年度	236	23	259	36,425	140.6

③貸出

貸出冊数の上限は、要望を聞きながら増やしている。貸出冊数実績は、年度によって増減がある。1人当たりの貸出冊数は、2016年度（平成28年度）で院生・学生が約27.5冊、教職員が28.8冊であった。

貸出の内容は看護学分野の図書を中心に、医学分野、社会学分野など周辺領域の図書が多い。学内者においては日々の講義や実習、レポート、卒業研究、国家試験対策、学外者では、看護研究や、日々の業務の参考、レポート等の資料として貸出を利用している様子が窺える。

表8-10 貸出条件

	学生	院生	教員	学外者
貸出期間	2週間			
貸出冊数	10	15	15	5

表8-11 貸出冊数の推移

年度	学生/院生	教職員	学外者	合計
2012年度	9,264	1,974	2,422	13,660
2013年度	9,124	1,987	2,601	13,712
2014年度	9,601	1,769	2,276	13,646
2015年度	8,612	1,826	2,126	12,564
2016年度	10,165	2,220	2,264	14,649

④地域開放

学外者へ図書館を開放している。貸出冊数は5冊、貸出期限は2週間としている。看護・医学の専門図書が充実していることから主に地域の医療従事者や看護系の他学学生を中心に利用されている。

表8-12 学外者の入館者数および貸出冊数の推移

年度	学外入館者数 (概数)			貸出冊数
	医療関係者	他学学生	その他	
2012年度	1,024	131	197	2,422
2013年度	1,040	176	259	2,601
2014年度	1,027	110	434	2,276
2015年度	816	75	352	2,126
2016年度	840	118	223	2,264

3) 国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

NACSIS-ILL の相殺サービスへ参加しており、参加館との相互協力により、オンライン上の手続きで、本学の利用者が必要な文献の取寄せ、図書の貸借、また本学所蔵文献や図書の提供を行っている。また、図書館システムから直接 NACSIS-ILL や NACSIS-CAT とも接続している。

表8-13 相互協力

年度	文献複写(件数)		図書貸借(冊数)	
	依頼	受付	依頼	受付
2012年度	535	1,884	16	2
2013年度	619	2,435	45	4
2014年度	584	2,409	35	3
2015年度	518	2,794	40	2
2016年度	442	2,468	41	6

点検・評価項目④：教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究の活性化を支援する体制

1) 大学としての研究に対する基本的な考え方、教員の研究に対する支援

本学は、地域への貢献を主眼にして、教育、研究を進めてきた。2002年(平成14年)には、「看護実践国際研究センター」を創設。看護学を発展させ、人々の健康に寄与できる研究についてのテーマと人と資金を集約し、本学の研究活動の拠点として位置付け、社会における看護の先端領域の研究や実践に取り組んでいる。

教員に対する研究費については、研究に従事している全教員を対象に、分野・講座毎に「一般研究費」を配分しているほか、長野県看護大学「教員特別研究」実施要項により、分野を越えた研究、若手研究者、緊急的な課題の研究に「特別研究費」を配分し奨励している。

また、長野県看護大学「県内看護職者との共同研究」実施要項（資料8-4）に基づき、医療保健関連の専門職者との研究協力と臨床看護職者への研究支援を行うほか、本学の「知の活用」を図るため、企業等との共同研究・受託研究を実施している。

2) 紀要の発行

本学教職員の研究成果発表の場として、年一回紀要を発行している。本学教職員が著者に含まれれば投稿が可能のため、本学大学院生や卒業生からも投稿がある。主な論文種別は、総説、原著、研究報告、資料である。すべての投稿論文に対し、教員2名が3回を上限とする査読にあたり、著者の研鑽を促し、著者、査読者、編集者がそれぞれの立場で論文の質の向上に努め、大学紀要としての質の担保を図っている。紀要委員会は、図書委員会が兼務し、講師以上5名、助教・助手から4名の構成で、編集作業を行っている。

3) 研究集会の開催

2004年度（平成16年度）より毎年3月に長野県看護大学研究集会を開催している。2016年度（平成28年度）で13回目を迎え、参加者は約90名であった。学内の教員は勿論、周辺の病院や施設の看護職からも演題の応募や参加があり、看護実践や教育・研究の意見交換の場として、教員の資質向上に役立っている。

4) 研究費の適切な支給

教員の一般研究費については、学生の教育に要する経費とは別に、所属教員の職階と人数により分野や講座毎に配分しており、教員業績評価の結果、評価の高い者には特別配分を行っている。費目別の割振りは基本的に各分野の自主性に委ねられている。

特別研究費、共同研究費の配分額については、看護実践国際研究センター看護地域貢献活動研究部門の研究審査担当が審査を行い、教授会で決定している。

5) 外部資金獲得のための支援

外部資金獲得については、科学研究費助成事業の応募手続き等について説明会を開催したり、事務局で相談に対応するなどの支援を行っている。教員業績評価や人事評価でも評価項目とし、積極的な応募を促している。

また、国など学外からの競争的資金の獲得の際には、看護実践国際研究センターにプロジェクトチームを設置することとし、大学を挙げて取り組む体制を整えている。

6) 研究室の整備、研究時間の確保

教員の研究室については、前述（点検・評価項目②の2））のとおり、講師以上の教員は個室(21.7㎡)を、助教・助手は複数人で1室(26.8㎡)を貸与している。

全ての教員がセキュリティカードを所持し、通年で24時間、研究室への出入りが自由となっており、常時研究に専念できる態勢を整備している。

7) その他教育研究の活性化を支援する体制

情報処理に関する科目の補助、及び情報処理教室の運営管理の補助者として、専門

の非常勤職員を1名配置し、科目担当教員と密接な連携を図り、教育支援を行うとともに、教員の学会発表時の資料作成補助等、研究支援を行っている。

また、ティーチングアシスタント制度により、大学院生が教員の指導を受けながら教育の補助を行っている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

1) 規程の整備

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日文科科学大臣決定）」を踏まえ、「長野県看護大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」、「公的研究費にかかる不正防止対策の基本方針」、「公的研究費事務処理手続きの基本ルール」、「研究活動における不正行為への対応に関する規程」、「公的研究費にかかる不正防止計画」を整備し、2016年（平成28年）3月15日の教授会において承認され実施している（資料8-5～9）。

また、「公的研究費内部監査規程」を整備し、2016年度（平成28年度）から内部監査を実施している（資料8-10）。

2) 研究倫理教育の実施

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省）」等に沿った研究倫理教育のため、年1回程度、外部講師による研修会を開催したり、CITI JAPAN eラーニングを団体受講している。

また、関連法の改正・改訂に対応するための研修会を実施する等、研究倫理を遵守するために必要な対応をとっている。

3) 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学の教育、研究を倫理に沿って適正に遂行するため、倫理委員会において人（試料・情報を含む）を対象とする医学系研究の実施の適否等を審査している。2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までの審査件数は、表に示すとおりである。

表8-14 長野県看護大学倫理委員会審査件数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
学部生	1	0	0	0	1
大学院博士前期課程	13	2	10	3	3
大学院博士後期課程	1	1	3	3	2
教員・学外共同研究者	16	15	15	22	17

現在、倫理委員会は学長が指名した講師以上の教員6名と外部の3名で構成され、委員の任期は2年である。研究計画の審査は原則として月1回行うが、緊急性が認められる場合は臨時に行っている。

動物実験については、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」の基本的な考えを踏まえ、日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年）」に基づき、本学において研究及び教育のために行われる実験動物の飼養保管と動物実験が、科学的かつ倫理的に、また、法規を遵守して実施されるよう長野県看護大学動物実験規程（資料8-11）に従い実施している。2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までの審査件数は、表に示すとおりである。

また、看護学の教育・研究に資するため尊い犠牲となった動物に対して感謝の念を捧げる動物慰霊祭を毎年実施している。

表8-15 長野県看護大学動物実験委員会審査件数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
動物実験委員会 審査件数	8	5	7	7	6

研究における倫理教育は、倫理委員会により年一回研究遂行上の倫理教育、人を対象とする医学系研究に関する指針に基づいた研究者の責務、科学の健全な発展のための研究者の心得などを教材とした学習会を、全教員を対象に年一回定期的に行い、理解や達成程度もアンケートにより確認している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適正な教育研究等環境の確保については、ハード面は事務局において学生や教職員の要望にきめ細かく対応しながら定期的に点検を行っており、必要に応じて運営委員会に諮っている。各委員会がそれぞれ所管する教育研究等環境に関する事項については、自己点検・評価を行った後、評価委員会にその結果の報告を行い、評価委員会はそれを検討し必要に応じ助言・提案することとしている。また、大学院生からもゼミ室、教室、パソコン等に関する不備・不具合などの意見を聴取し、環境の点検・整備・評価の機会としている。さらに、実習等を通じた県内病院からの意見や外部の識者等により構成される大学運営協議会からの意見を、評価委員会において共有し、改善や更なる向上に取り組み、年度末に自己点検・評価を行い、評価委員会で検証するサイクルを続けている（資料2-4）（資料2-10）。

(2) 長所・特色

- 基準面積を大幅に上回る広い校地に、各施設がゆったりと配置されており、植栽された樹木も歳月を経て風格を増している。周囲の自然景観に配慮して、施設の切妻屋根のシルエットが山並みと融合するようなデザインとするなど、落ち着いた教育研究を行える環境となっている。
- 学外から24時間文献検索等ができるシステムが構築されている。
- 設備の更新に伴い ESCO 事業を導入し、温室効果ガス排出削減や省エネルギーに努めている。(資料8-12)
- 地域住民と学生との協働による大学周辺の環境保全活動などを積極的に実施しているほか、大学施設を障がい者のスポーツ活動や地域住民などへ開放するなど、地域・社会に開かれた大学となっている。
- 情報通信技術（ICT）等機器・備品等の整備について、大学院においては、本学が開発した簡便・高品質・高セキュリティ・低価格な遠隔講義システム「サラス」を導入して、院生が職場や自宅、出張先等から容易に受講できるように教育環境を整備している。大学院生専用講義室(演習室4)では、Wi-Fi や大画面ディスプレイが利用可能になっている。
- 研究倫理の学習に必要な講義受講経費（e-ラーニング）について、全教員分を大学として予算化し、研究者の倫理教育環境を整えている。

(3) 問題点

- 開学から20年以上経過し、修繕しなければならない箇所が増えており、今後更に増えることが予想される。
- ネットワーク保守に精通した実務的処理担当者（または委託先）が選任できておらず、インターネット関連の脅威が増大している中で、ネットワークの安全対策をどう図るかが急務となっている。

(4) 全体のまとめ

本学は大学設置基準上必要な校地や設備が確保できており、また、研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組みも実施していることから、大学基準に照らして良好な状態にあり、教育理念・教育目標と3Pを実現する取り組みは概ね適切である。

しかし、開学から23年が経過し、修繕を要する箇所等が増加傾向にあるため、教育研究等に支障をきたさないよう修繕が必要になる箇所を的確に把握し、設置者である県と情報を共有しながら、適切な教育研究環境を維持するよう引き続き努める。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会と直接的に関わることは、人々の生活を健康で豊かにするとともに、本学の教育・研究を有用で幅広いものにするため、本学は教育による優れた人材の輩出と有用な研究成果の公表を通じて社会貢献を行うことは勿論であるが、より直接的な社会との関わりとして、大学が設置されている地域社会に対する貢献や、より広い社会との協力関係を推進する。

具体的には、本学は看護・保健衛生の研究と専門職育成を目的とした県立大学であることから、長野県民の健康・福祉のための大学資源の有効利用と、地域の健康・福祉に関連した産業経済の発展に寄与する活動を推進する。また、地域に開かれた大学として社会人教育の場を提供することにより、地域の生涯学習の一端を担い、さらに、国際技術協力による社会貢献・社会交流を積極的に行う。

以上が社会との連携・協力に関する本学の基本方針である。この基本方針自体は明文化されている訳ではないが、その実現のための組織や規程を整備し、また、教員業績評価（資料 6-9）における社会・地域貢献活動の比率を高めるなど、多様な実践を通じて構成員の共通認識として定着している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

具体的な取り組みとして、広報・交流委員会や看護実践国際研究センター（資料 3-1）を中心に、次のような活動を推進している。

1) 公開講座

地域に開かれた大学として地域の生涯学習を推進するため、広報交流委員会が企画・立案し、全教職員が協力して、年1～2回実施している。開催は、役所、病院、保健・福祉施設、看護協会等の公的機関、同窓会員、地域の新聞・広報紙・ケーブルテレビ、本学のウェブサイトなどで広報している。表9-1のとおり、過去5年間は全て土曜日に開講しており、内容は、充実したスタッフを擁する本学の長を生かした看護職者向けの専門的なものや、喫緊の課題を踏まえた一般教養的なものとで構成し、原則として無料である。毎回、活発な質疑応答が行われ、またアンケートにより評価と希望を調査して以降の公開講座に反映させている。ほぼ80%以上の受講者が満足を示すなど、高い評価を得ている。

表 9-1 2012 年度（平成 24 年度）～2016 年度（平成 28 年度）の公開講座

開催日	曜	テーマ	講師	参加者数
2012年9月23日	土	「がん罹患」のショックを家族で支え合い、乗り越えるために	大石ふみ子教授	59名
2013年2月2日	土	ゴリラから見た人間の家族と子育て	京都大学 山極寿一教授	142名
2013年9月21日	土	自分の命は自分で守ろう:減災の勧め	今井家子教授	45名
2014年2月22日	土	身体の深層をみる 骨は語る	阿保順子学長 多賀谷昭教授	188名
2014年9月20日	土	日本における循環器医療の現状と将来	榊原記念病院 高橋幸宏副院長	36名
2015年2月7日	土	アフリカにおける看護師の国際協力	上智大学 徳永瑞子教授	50名
2015年9月5日	土	巨大災害に備える -生き残り、生きのびて、次につなげるために-	三重大学大学院工学 研究科 川口淳准教授	39名
2016年2月6日	土	女性の健康 -女性ホルモンから腸内フローラへ-	清水嘉子学長	109名
2017年2月18日	土	看護ケアの意味するもの -治る力を引き出すために-	小林たつ子教授	97名

2) 研究成果の県民への還元

① 公的機関・団体が主催する研修会・講演会等への協力

地方自治体、地域の病院・保健センター、看護協会等の要請に応じ、本学教員の研究実績や専門性を活用し、研修会・講演会への講師の派遣等を行っている。過去5年間の実績は表 9-2 のとおりである。

表 9-2 研修会・講演会等への貢献

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
延べ件数	178	167	185	195	207

② 県内の医療保健専門職者との研究協力と臨床看護職者への研究支援

本学では、長野県看護大学「県内看護職者との共同研究」実施要項（資料 8-4）に基づき、医療保健関連の専門職者との研究協力と臨床看護職者への研究支援を実施している（表 9-3）。これは、県内で働く看護職者が職場での課題や問題点等を改善あるいは解決するために、本学の教員と共同で調査・研究を行うことができるよう、人的・財政的に支援するものである。

表 9-3 県内看護職者との共同研究

実施年度	支援研究テーマ	研究代表者	助成額(円)
2011 ～2012 年度	訪問看護師の看護実践の質向上に関する研究～在宅感染予防マニュアル作成及び導入による訪問看護師の援助技術の改善～	伊藤みほ子（下伊那赤十字訪問看護ステーション）	692,000
2012 ～2013 年度	喉頭全摘出術を受けた患者の診断から入院までの体験	坂巻美穂子（飯田市立病院）	355,000

2013 ～2014年度	こども病院外来における成人移行期支援プログラムの作成	林部麻美（長野県立こども病院）	213,495
2013 ～2014年度	勤務助産師が中学生と保護者に行う健康教育プログラムの作成と評価 ー子宮がん予防に関する質問紙調査を踏まえてー	上村美智子（市立大町総合病院）	843,920
2013 ～2014年度	県内看護師のスピリチュアルケアスキルアップのための看護教育プログラムの作成	伊藤礼子（伊那中央病院）	349,180
2014 ～2015年度	看護師が向精神薬の副作用を説明するうえで感じる困難とそれに対する支援	黒川めぐみ（こころの医療センター駒ヶ根）	355,231
2014 ～2015年度	他（多）職種との連携。協働において看護師が困難だと感じていること	穂高幸枝（伊那中央病院）	199,000
2014 ～2015年度	在宅における褥創予防と管理の質向上に関する研究 ーケアマネージャーに対する調査の分析ー	森上幸恵（下伊那赤十字病院）	308,152
2014 ～2015年度	がん患者と子どものコミュニケーションを促進するためのツールの検討	木村純子（社会医療法人財団滋千慈泉会相澤病院）	241,960
2015 ～2016年度	一般病棟看護師の人工呼吸器装着患者への思い ーケアで大切にしていることに焦点を当ててー	唐澤秀明（伊那中央病院）	170,600
2016 ～2017年度	社会人経験を有する新人看護師の職場適応を促す師長の支援	荻原香瑞誉（安曇野赤十字病院）	163,000
2016 ～2017年度	慢性心不全患者の療養生活支援に向けた訪問看護師と病棟看護師が必要とする情報の捉え方	前田美香子（伊那中央病院）	195,000
2016 ～2017年度	ソーシャル・キャピタル低地域で見られる共通要因の特定及び地域ネットワーク活性化への検討 ー一定的手法による地域比較ー	永島美典（東御市健康福祉部）	388,000
2016 ～2017年度	長野県における周産期医療体制改善に向けた助産師の活用の検討	杉浦恵子（松本短期大学看護学科）	497,000

③ 看護実践国際研究センター「看護地域貢献活動研究部門」の活動

看護実践国際研究センターの看護地域貢献活動研究部門では、地域住民へのケアの質ならびにウェルネス（最適な生活状態）の向上につながる、実践的な活動および研究を実施し、県民の疾病予防や健康増進等に寄与している。

このうち「地域貢献チーム」では2016年度（平成28年度）は以下の8プロジェクトが活動した。

プロジェクト名	活動概要
看護職者の教育・支援プロジェクト	看護の思考過程（情報収集・アセスメント・実施・評価と記録）と現任教育についての研修会の開催等
災害看護支援プロジェクト	長野県内の防災・危機管理と住民の健康、医療における看護のあり方を検討

高齢者水中運動講座プロジェクト	地域高齢者のニーズに応えるヘルスプロモーション活動の実践
地域医療介護連携 ICT ネットワークシステム(サラス)推進プロジェクト	里山における地域医療介護連携 ICT ネットワークシステム(サラス)の推進普及
終末期看護研究プロジェクト	終末期における質の高いケアやシステムのあり方を看護の立場から考察
在宅療養者と家族のための移行期看護プロジェクト	病院を退院して自宅に戻る“生活の場が移行する時期”に着目し、様々な健康問題を持つ人とその家族への支援を考察
子どもと家族への支援プロジェクト	健康や家庭環境に問題を抱える子どもとその家族への支援
女性の健康づくり支援プロジェクト	女性が自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践できるよう支援

特に高齢者水中運動講座については、表9-4のとおり多くの地域住民や学生等が参加しており、大学内の多くの教員が協力して18年間継続して実施している。このことは、高齢者の運動促進をサポートする地域貢献としての役割だけでなく、学部の老年看護や認定看護師教育課程の実習などの場として教育活動にも連携しているほか、講座で得られた既知データは研究活動にも用いられており、地域に根差した本学の特徴的な活動となっている。

表9-4 高齢者水中運動講座プロジェクトの企画への参加者人数

年度	2012	2013	2014	2015	2016
高齢者の水中運動教室への延べ参加人数 (年間計82回)	1,991	2,181	1,810	1,877	1,813
学部や認定の実習の場としての延べ参加学生人数 (年間計14回程度)	90	109	79	72	100
体力測定大会(講座非参加者の地域高齢者を含む)への参加人数 (年間計1回)	141	139	137	146	130

また、「出前講座チーム」は、県民に多様な学習機会を提供するため、実施形態等の検討を行いシステムを整備し、2017年度(平成29年度)から教員による出前講座が開催されている。

3) 地域行政、企業等との研究・事業協力

地域の行政、企業等との研究(共同研究、受託研究)・事業協力は、看護実践国際交流センターの「学外機関連携部門」が担当しており、臨床現場との連携は「看護ユニフィケーションチーム」が、企業、大学等との連携は「産学官連携チーム」が、行政との連携については「自治体連携チーム」がそれぞれ中心となり取り組んでいる。

① 看護連携型ユニフィケーション

医療を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、社会や看護の対象のニーズに 대응していくためには、臨床と教育が協働して看護を創造し、看護職者を育てていくことが重要であり、地域の臨床と教育の関わりをこれまで以上に発展させた協力関係の構築を目指して、2014年(平成26年)12月に伊那中央病院、昭和伊南総合病院、飯田市立病院、長野県立こころの医療センター駒ヶ根と、2017年(平成29年)

4月に伊那神経科病院とそれぞれ看護連携型ユニフィケーション基本協定を締結し、毎年事業協議会において年間の事業実施計画を策定し事業を実施している（資料 9-1, 9-2, 9-3）。このことにより、教育と臨床現場の課題を互いに共有し、継続的・発展的な取り組みを推進することにつながっている。

② 産学官連携

本学の「知の活用」を図るため、企業等との共同研究・受託研究等を実施している。

共同研究は「長野県看護大学共同研究取扱規程」（資料 9-4）に「本学において、学外機関から研究者及び研究経費を受け入れて、本学の教員が学外機関の研究者と共通の課題につき共同して行う研究」すなわち「共通の課題について分担して行う研究」と定義されている。この「学外機関」とは、「医療法に基づく医療法人、社会福祉事業法に基づく社会福祉事業法人、商法等に基づく会社、地方公共団体、特殊法人及び民法に基づく公益法人等をいう」と定められている。

一方、受託研究は、「長野県看護大学受託研究取扱規程」（資料 9-5）に「本学において、学外機関から委託を受けて公務として行う研究」と定義されており、この際の「学外機関」は共同研究の規程と同様である。

共同研究や受託研究の受入れ要件は、①本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障が生じないと認められる場合、②優れた研究成果を期待できる場合とされている。

研究の申込み・受入決定の手続きについては、申込み後に審査機関に諮り受け入れを決定するが、この審査機関については「学外機関との共同研究及び受託研究受入れに関する審査機関について」（資料 9-6）に基づいており、過去5年間の学外機関との共同研究・受託研究は表 9-4 のとおりである。このうち、共同研究の一つの成果として、顕微鏡用簡易型カメラアダプタが2014年（平成26年）4月に実用新案登録された。（資料 9-7）

表 9-4 学外機関との共同研究・受託研究

種別	研究題目	経費負担	企業名等	本学の研究代表者	期間
受託研究	水素水浴によるラットドライスキンに対する改善効果の観察	受託金 30万円	炭プラスラボ(株) (株)イノアコーポレーション	喬炎	2016年度
共同研究	「簡易な接続ツールの開発による光学顕微鏡のリアルな監察システムの確立」に関する研究	役割に応じ分担	(株)大島山機器 県総合教育センター	喬炎	2013 ～2016年度

また、表 9-5 の産学官連携団体に所属し活動している。これらの組織との連携を通して、地域の産業界に本学教員の専門分野や教育研究成果等を紹介している。このことは、本学教員を医療・看護の専門家集団として産業界に認識させ、研究のアイデアの相談や、研究への協力依頼につながっている。

表 9-5 本学が所属する主な産学官連携団体

団体名	構成員	活動内容
信州メディカル産業振興会	企業等 68 社、大学等教育機関 8 校、医療・福祉機関 2 施設、行政機関 15 機関、金融機関 9 社、その他(個人会員)11 名	信州大学、松本歯科大学を中心とする「信州メディカルシーズ育成拠点」との密接な連携により、“医療現場からの開発ニーズの発掘”、“共同研究のマッチング”、“各種勉強会・講演会の開催”、“会員間での情報交換と相互連携”等を推進し、長野県地域のメディカル産業の振興に広く貢献
スマート介護・福祉研究会	公益財団法人長野県テクノ財団、長野県看護大学や看護・福祉機器の製造販売会社及び介護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・試作したリハビリテーション用器具等の効果を病院で実証しながら、迅速・安価にオーダーメイドで製作するシステムを開発し、新たなリハビリテーション器具等の供給ビジネスを地域の新産業として創出 ・構成員からのシーズやニーズ、関連法に関する意見交換
伊那谷アグリノベーション推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ・伊那谷の大学等教育機関及び試験研究機関 ・県内に事業所を置く企業 ・県地域振興局と市町村等の行政機関 ・伊那谷の団体 ・伊那谷に居住または勤務する個人等 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な農林畜産業・地域社会の創造 ・競争に打ち勝つ農林畜産業の構築（六次産業化、プレミアム化による） ・美しい農村、山林の保存伊那谷アグリノベーション、スマート介護・福祉研究会
信州産学官連携機構（SIS） (H28.3.31 まで)	県内の大学、短期大学、高等専門学校 19 校	信州の経済・社会の発展・飛躍を目指して設立された長野県内の大学等のネットワークで、産業界、国、地方自治体、公設試験場、金融機関等と連携し、大学等の知的財産を活用したイノベーションによる地域貢献

③ 自治体連携

災害時の市民の避難場所、救護所として大学の施設を提供する等、地元自治体に貢献するため「災害時における協力体制に関する協定（資料 9-8）」を 2010 年（平成 22 年）3 月に駒ヶ根市と締結した。

また、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域づくりに寄与するとともに、学術研究機能の向上と人材の育成に寄与するため、2014 年（平成 26 年）2 月に「包括的連携に関する協定（資料 9-9）」を駒ヶ根市と締結した。本協定に基づき、2016 年度（平成 28 年度）は、市における先端的 ICT を用いた特定健診受診者のフォローアップシステムの構築に関する研究や、市ネパール交流市民の会の活動への協力、市の少子化対策にかかる事業への協力、市地域包括支援センターと住民の協働活動への支援などを行った。

4) 認定看護師教育課程

高齢化に伴って生じる健康課題に対応できる看護職者の人材育成に貢献するため、看護実践国際研究センターに認定看護師教育部門を設置している。2011 年度（平成 23 年度）より皮膚・排泄ケア分野、感染管理分野を、2013 年度（平成 25 年度）より認知

症看護分野の認定看護師の養成課程を開講し、2016年度（平成28年度）末までに計198名の修了者を輩出している。教育担当者は、学部・大学院の教員組織とは別に配置しているが、大学教員が当該教育部門の運営に関わっており、修了者の継続支援を行っている。

5) 国際協力

本学では看護実践国際研究センターの「国際看護・災害看護活動研究部門（International Research Center in Cross-Cultural and Disaster Nursing (IRC)）」が国際協力活動の拠点となっている。駒ヶ根市はJICA青年海外協力隊訓練所がある街として、世界に開かれた国際化のまちづくりに市民と積極的に取り組んでいる。また、本学は、国際的な視野を持って教育研究活動を行い、国内外の看護学の発展に寄与できる人材育成を教育目標のひとつとして掲げてきた。こうした背景から、本学ではIRCにおいて、以下のような様々なプロジェクトが進行している。（資料9-10 <http://www.nagano-nurs.ac.jp/irc/kouken/documents/IRCnews10.pdf>）

- (1) USF/SMU学術交流プロジェクト
- (2) サモア国立大学学術交流プロジェクト
- (3) 中国医大/揚州大学学術交流プロジェクト
- (4) 外国籍市民の健康支援プロジェクト
- (5) カンボジア等（東南アジア地域）交流プロジェクト

その他、海外からの視察団の受け入れをはじめ、2016年度（平成28年度）から国際協力事業機構（JICA）草の根技術協力事業「ポカラ市北部における住民参加型地域保健活動を軸とした持続可能な母子保健プロジェクト」とコラボして学内研修等を行っている。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各委員会が行う自己点検・評価と同様に、年度末に看護実践国際研究センターの各部門において成果と課題をまとめ、評価委員会にその結果の報告を行い、評価委員会はそれを検討し必要に応じ助言・提案することとしている。また、看護連携型ユニフィケーション事業において、協定病院からいただいた意見や外部の識者等による大学運営協議会からいただいた意見を評価委員会において共有し、改善や更なる向上に取り組む、年度末に自己点検・評価を行い、評価委員会で検証するサイクルを続けている（資料2-4）（資料2-10）。

(2) 長所・特色

➤ 看護実践国際研究センターの各部門にプロジェクトチームを置き、時代の要請に応

じて柔軟に対応する組織編成としている。また、教員（特任を除く）は研究員として全員参加している。

- 看護実践国際研究センターの「国際看護・災害看護活動研究部門（International Research Center in Cross-Cultural and Disaster Nursing (IRC)）」が国際協力活動の拠点となっている。駒ヶ根市は JICA 青年海外協力隊訓練所がある街として、世界に開かれた国際化のまちづくりに市民と積極的に取り組んでいる。
- 高齢者水中運動講座については、18 年間継続して実施しており、高齢者の運動促進をサポートする地域貢献としての役割だけでなく、学部の老年看護や認定看護師教育課程の実習などの場として教育活動にも連携している。また、講座で得られた既知データは研究活動にも用いられており、地域に根差した本学の特徴的な活動となっている。
- 教員の業績評価を見直し、2016 年度（平成 28 年度）を対象とする評価から、教員の仕事に占める地域貢献、大学運営に対する比重を高めた（資料 6-9）。

(3) 問題点

- 本学では様々な社会連携や社会貢献を行っているが、その実績の発信・PRが不足している。

(4) 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献については大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

引き続き、優れた看護職者の輩出と有用な研究を通じた社会貢献に努めるとともに、実習施設や自治体等との対話を通じて地域のニーズを的確に把握し、本学の知見を活かす取り組みを積極的に検討していく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的の実現及び内部質保証システムの機能化のための大学運営に関する中・長期の方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は設置・運営主体が県であるため、知事の指揮監督の下、長野県総合5ヶ年計画をはじめとする県の各計画や方針等の枠組みの中で運営され、また、予算については毎年県議会の承認を得るとともに、執行状況について監査委員の監査を受ける。こうした体系の中で、学長は大学を巡る社会の変化に対応するため2014年（平成26年）の就任時に中期構想（資料1-3）を示し、学長のリーダーシップの下で大学を運営している。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法・権限の明示
- ・役職者の選任方法・権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

1) 学長、学部長、研究科長の権限

学長、学部長及び研究科長の職務については、長野県組織規則（昭和44年3月31日規則16号）（資料10-1）で、学長は「校務の掌理及び所属職員の指揮監督」、学部長は「学長の職務遂行の補佐、学部に関する校務の掌理及び所属職員の指揮監督」、研究科長は「研究科に関する校務の掌理及び所属職員の指揮監督」と規定している。

2) 学長及び学部長の選任手続き

学長、学部長及び研究科長の選考及び任期については、それぞれ学長選考規程（資料10-2）学部長選考規程（資料10-3）研究科長選考規程（資料10-4）に定められている。学長、学部長の選考には、助教及び助手を含めて教員全員（有資格者）が参加する。研究科長の選考には、研究科委員会の構成員が参加する。

学長選考手続きの大きな流れとしては、最初に有資格者5人以上の連署により候補者を推薦してもらい、資格審査を経て、候補者が2人以上の場合は選挙、1人の場合

は信任投票により、学長予定者を決定する。なお、選挙及び信任投票は、有資格者の3分の2以上で成立し、有効投票数の過半数で決する。

その後、学長予定者が就任を受諾したところで、県へ事務手続きを進めることとなる。

学部長及び研究科長の候補者は、本学に所属する専任の教授であり、この点において、学長が大学の内外から候補者を選考するのと異なっている。選挙は、学長選考と同様に、有資格者の3分の2以上で成立し、有効投票数の過半数で決する。

これらの選挙については、教授会又は研究科委員会構成員による選挙管理委員会を設置し、その責任と管理の下に選挙を実施することとしている。

この選挙結果に基づき、教授会及び研究科委員会が候補者を学長に推薦し、学長が知事に対し学部長及び研究科長の任命を要請することになる。

2) 教授会・研究科委員会

教授会は、定例会を月2回、研究科委員会は月1回、開催している。

教授会の下部組織として、委員会組織（常設の委員会13、臨時の委員会1）を設置しており、大学運営上の様々な課題については、委員会で検討のうえ、教授会に諮ることとしている。委員会組織は、助教・助手を含む全教員で構成されている。

また、研究科委員会においても、下部組織として教務部会と入試部会の二つの部会組織を設けている。両部会は、研究科委員会規程（資料6-4）第2条の2に規定する審査に合格した講師以上の職位にあるものによって構成されている。

教授会は、学校教育法第93条の規定に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」について意見を述べるほか、以下の事項について意見を述べることとしている（資料10-5）。

- ・教員の採用及び職位の昇任に関すること。
- ・学内諸規程の制定又は改廃に関すること。
- ・教育課程及びその履修に関すること。
- ・学生の退学、転学、留学、休学に関すること。ただし、速やかな対応が必要な場合を除く。
- ・教育研究に係る他機関との協定や契約等に関すること。
- ・その他学長が教授会の意見を聴くことが必要であると判断した事項に関すること。

3) 意思決定プロセス

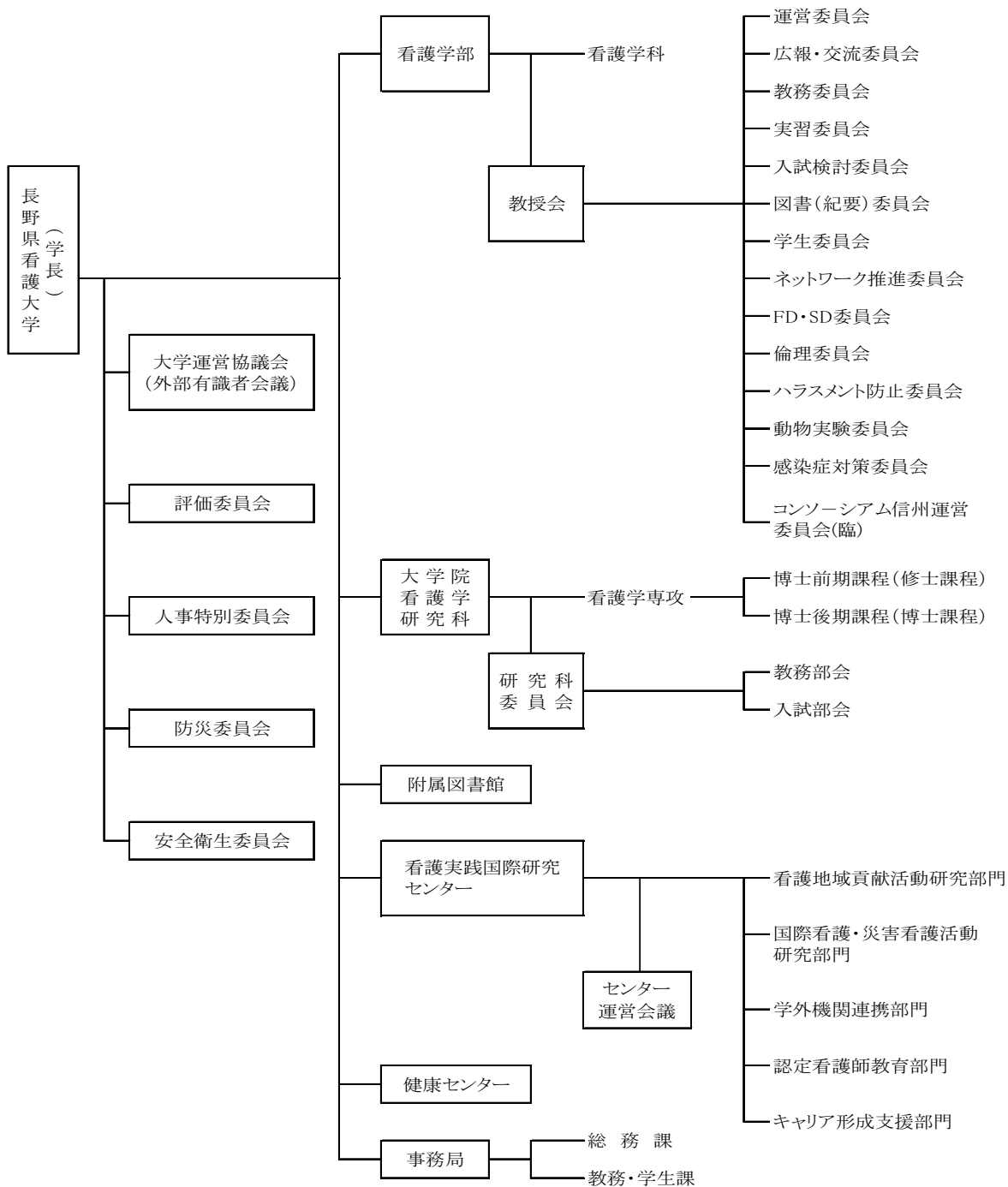
大学運営上の様々な課題については、各委員会・部会が所掌する事項を検討のうえ、教授会に諮ることとしている。

各委員会・部会で検討した課題については、教授会・研究科委員会に諮る前に、大学運営委員会において検討される。提案議題を大学運営の方向性や全体性と照合することによって、その内容を吟味するためである。

このように、単科大学ならではの機動力を活かし、担当の委員会・部会から、教授会・研究科委員会を経て学長に意見を述べるというボトムアップの流れ、そして、学長の方針をトップダウンにより教員に周知する流れの双方向の交流により、コンセンサスの十分な形成を図っている（大学全体の組織図は下図のとおり）。

長野県看護大学組織図

(平成29年4月1日現在)



点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**評価の視点1：予算執行プロセスの明確性・透明性**

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定

本学は県直営の大学として、予算編成及び執行に至る全てが、県の条例、規則に基づいて行われている。

予算編成は、県全体の予算編成方針に基づき予算要求書を調製し、予算査定を経て、県議会で議決され、予算配分される仕組みである。

また、予算執行についても、事務処理は県の条例、規則に、実際の支払い手続きは県の財務会計システムにより行っており、県の予算執行方針に基づき厳格に執行している。

監査については、県監査委員による監査が毎年行われる他、県会計センターによる検査・指導も随時行われている。

点検・評価項目④：法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置**

- ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1) 事務組織の構成と人員配置

本学の事務組織は、事務局、付属図書館で構成されている。事務局は、総務課、教務・学生課の2課体制で、事務局長以下職員9名及び学生生活、就職を支援する嘱託職員3名が配置されている。

付属図書館には、図書委員会委員長の教員が兼務する図書館長と、司書1名、嘱託職員1名が配置されている。

2) 事務職員の人事

本学は法人化していないので、事務職員は一般的な県の人事異動に組み込まれており、2年から4年程度で定期的な人事異動がある。

なお、嘱託職員の採用については、県の規定により本学で面接・採用している。

3) 教職協働

各委員会に事務職員も委員又は事務局として所属し協働して活動している（資料10-6）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務職員研修として、県の職員キャリア開発センターや地域振興局、会計センター等が計画・実施している各種の研修へ参加しているほか、本学FD・SD委員会が実施する新任教職員オリエンテーションやFD・SD研修会、公立大学協会が実施する各種研修会に参加している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

毎年度「自己点検・評価報告書」を作成する中でそれぞれの委員会等が自己点検・評価を行い成果と課題をまとめ、評価委員会にその結果の報告を行い、評価委員会はそれを検討し必要に応じ助言・提案することとしている。また、外部の識者等による大学運営協議会からいただいた意見を評価委員会において共有し、各委員会はその意見や他委員会の優良事例等を参考にしながら改善や更なる向上に取り組み、年度末に自己点検・評価を行い、結果を評価委員会で検証するサイクルを続けている。（資料2-4）（資料2-10）。

（2）長所・特色

- 教職協働による運営
本学では、全教職員がいずれかの委員会等に所属しており、教職協働による全学を挙げた大学運営がなされている。
- 適正な予算執行
県直営の大学として、予算執行ルールや監査体制は県の規定により厳格に行われている。

（3）問題点

- 専門知識を持つ事務局職員の確保
本学は法人化していないため、事務職員は一般的な県の人事異動に組み込まれている。ほとんどの職員は大学勤務が初めての経験となり、業務が習熟するまでに一定の期間が必要であることに加え、習熟が進んでも2年から4年程度で定期的な人事異動があるため、専門知識を持つ職員の確保が課題となっている。
- 新たな事業を行う際の手続き
本学は法人化していないため、条例改正や寄付講座の開設等予算が伴う新たな事

業を実施する場合には、県の担当部局への説明、関係部局との調整、県議会への議案の提出等に多くの時間と様々な手続が必要となる。

(4) 全体のまとめ

本学は県直営の単科大学というコンパクトな組織であり、学長のリーダーシップの下でスムーズな意思決定や権限執行が可能となっていることから、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。

一方で、新たに条例改正や予算が伴う事業を行う場合には、県等との調整に時間を要する可能性があることから、日頃から県との意思疎通を一層図る必要がある。また、県の行政改革による人員削減が進む中ではあるが、専門知識を持つ職員の確保にも一層努力していく。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究を安定して遂行するため、財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた計画等や中・長期の管理運営方針に則した中・長期財政計画の策定

施設の大規模改修については「県ファシリティマネジメント基本計画（資料8-2）」に基づき行っており、予算編成は県の予算編成の中に組み込まれ、県の財政担当課から示される当初予算編成方針等に基づき策定していることから、大学独自に財政計画を策定する状況にはないが、必要な予算について県の担当者に粘り強く説明し必要額の確保に努めている。

点検・評価項目②：教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点2：教育研究の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1) 最近3年間の決算状況

最近3年間の本学の運営に係る歳入歳出決算額の推移は、表10-1のとおりであり、県直営の大学として財政基盤は安定しているものの、老朽化に伴う修繕費等の増加が見込まれるため、計画的な執行に努めている。

表10-1 長野県看護大学歳入歳出決算額の推移

(歳入)

(単位:円)

財源、歳入科目等				2014年度	2015年度	2016年度
特定財源	自主財源	使用料	授業料	204,663,250	210,466,413	204,440,496
			寄宿料	5,162,500	4,991,400	5,174,300
			行政財産使用料	49,704	35,559	58,853
特定財源	自主財源	手数料	入学料	25,944,000	25,182,600	26,113,200
			入学審査料	7,020,800	8,304,000	9,104,600
			証明事務手数料	40,800	52,800	57,600
		財産収入	204,479	204,479	296,703	
		諸収入	1,425,293	1,548,003	1,462,625	
		計	244,510,826	250,785,254	246,708,377	
	基金繰入金	3,724,000	3,724,000	3,332,000		
	計	248,234,826	254,509,254	250,040,377		
県債				0	0	50,000,000
一般財源				554,702,242	575,025,327	567,424,080
合計				802,937,068	829,534,581	867,464,457

(歳出)

歳出科目等	2014年度	2015年度	2016年度
報酬	9,356,755	10,407,269	11,393,475
給料	336,346,000	339,553,000	343,586,755
職員手当	163,110,000	173,154,000	179,937,420
退職金	14,595,101	21,872,653	3,167,805
共済費	106,304,519	108,167,792	107,454,286
賃金	8,799,232	8,339,964	8,085,531
報償費	19,399,438	20,000,672	18,246,820
旅費	14,896,526	14,140,369	15,759,939
交際費	0	16,200	0
需用費	75,830,352	77,680,176	72,941,555
役務費	6,551,294	6,610,026	7,532,378
委託料	21,965,860	21,595,805	28,956,126

使用料及び賃貸料	20,336,683	21,129,706	20,007,853
工事請負費	0	0	46,224,000
備品購入費	3,019,896	3,818,689	994,896
負担金・補助金及び交付金	2,825,753	2,893,460	3,022,818
公課費	86,800	154,800	152,800
合 計	802,937,068	829,534,581	867,464,457

2) 最近3年間の外部資金の推移

本学では、国など学外からの競争的資金の獲得を推進している。最近3年間の文部科学省科学研究費補助金等学部資金の獲得の推移は表10-2のとおりである。

表10-2 外部資金獲得の推移

項目	2014年度	2015年度	2016年度
科学研究費補助金 (本学執行分)	24件 23,600,000円	26件 17,550,000円	23件 20,914,000円
その他の外部資金 (受託研究、助成金)	1件 80,000円	0件 0円	3件 480,000円

(2) 長所・特色

- 文部科学省科学研究費補助金(基盤研究A)等大型の競争的外部資金を獲得するなど、全体として成果をあげている。

(3) 問題点

- 開学から23年が経過し修繕を要する箇所等が増加傾向にある中、県予算全体の緊縮財政により人件費以外の経費が縮減傾向にあり、研究経費等の割合が減少している(大学基礎データ表12)

(4) 全体のまとめ

本学の財務は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるが、設置者である県の財政は年々厳しい状況となっているため、県の厳しい財政事情を踏まえつつも必要な経費については本学の財務運営の実情を県の担当課へ適時伝えながら意思疎通を図っていく。また、外部資金の獲得に引き続き努めるとともに、効率的な大学運営にも一層努力し、教育研究水準の維持・向上を図っていく。